

第二回國會 衆議院 治安及び地方制度委員會會議錄第二十号

昭和二十三年四月二日(金曜日)

午後二時四分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事 門司 亮君 理事 矢尾喜三郎君

理事 高岡 忠弘君 理事 中島 茂雄君

理事 松野 頼三君 理事 酒井 俊雄君

大石ヨシエ君 久保田鶴松君

松澤 兼人君 坂口 主税君

千賀 康治君 大村 清一君

小暮藤三郎君 松浦 榮君

渡邊 良夫君

出席國務大臣

運輸大臣 岡田 勢一君

出席府委員

大藏事務官 平田敬一郎君

運輸事務官 大久保武雄君

運輸事務官 山崎小五郎君

國家地方官 齋藤 昇君

委員外の出席者

運輸事務官 大見 和雄君

四月一日委員石田一松君辭任につき、

その補欠として小枝一雄君が議長の指

名で委員に選任された。

四月一日

海上保安廳法案(内閣提出)(第二六

号)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

海上保安廳法案(内閣提出)(第二六

号)

地方財政制度改革に関する件

○坂東委員長 これより治安及び地方

制度常任委員會を開会いたします。

今日の日程は海上保安廳法案並びに
地方財政制度改革に関する件でありま
す。まず海上保安廳法案を議題に供し
ます。岡田運輸大臣。

海上保安廳法

第一章 組織

第一條 港、灣、海峡その他の日本
國の沿岸水域において海上の安全
を確保し、並びに法律の違反を予
防し、捜査し、及び鎮圧するた
め、運輸大臣の管理する外局とし
て海上保安廳を置く。

河川の口にある港と河川との境
界は、別に法律でこれを定める。

第二條 海上保安廳は、船舶の安全
に関する法令の海上における勵
行、船舶職員資格及び定員、海
難救助、海難の調査、水先人、海
上における犯罪の予防及び鎮圧、
海上における犯人の捜査及び逮
捕、水路、航路標識に関する事務
その他海上の安全の確保に関する
事務並びにこれらに附帶する事項
に関する事務を掌る。

從來運輸大臣官房、運輸省海運
總局の長官官房、海運局、船舶局
及び船舶局、海難審判所の理事
官、燈台局、水路部並びにその他
の行政機關の所掌に属する事務で
前項の事務に該當するものは、海
上保安廳の所掌に移るものとす
る。

公務員法の定めるところによる。
海上保安廳の職員の数は一
万人を超えてはならない。

第四條 海上保安廳の船舶は、航路
標識を維持し、密貿易を防止し、
遭難船舶に援助を與え、又は海難
に際し人命及び財産を保護するの
に適當な構造、設備及び性能を有
する船舶でなければならぬ。

海上保安廳の船舶は、港内艇を
除いて、その隻数において百二十
五隻を超えてはならず、その全ト
ン数において五万總トンを超えて
はならず、又、そのいづれも千五
百排水トンを超えてはならず、
又、十五ノット以上の速力を有す
るものであつてはならない。

海上保安廳の船舶は、番号及び
他の船舶と明らかに識別し得るよ
うな標識を附し、國旗及び海上保
安廳の旗を掲げなければならぬ。
第五條 海上保安廳に長官官房、保
安局、水路局及び燈台局を置く。

第六條 長官官房においては、左の
事務を掌る。

一 職員任免、分限、懲戒、教
養、訓練その他進退身分に関す
る事項
二 長官の官印及び關印の管守に
関する事項
三 所管行政に関する調査、企画
及び考査一般並びに総合調整に
関する事項
四 公文書類の接受、發送、編さ

ん及び保存に関する事項
五 統計報告の調製に関する事項
六 経費及び收入の予算、決算、会
計及び会計の監査に関する事項
七 海上保安廳の中他局の所管に
属しない官有財産及び物品に関
する事項

第七條 保安局においては、左の事
務を掌る。

一 航法及び船舶交通に関する信
号に関する事項
二 船舶の安全に関する法令の海
上における勵行並びに船舶職員
の資格及び定員に関する事項
三 船舶交通の障害の除去に関す
る事項

四 海難の際の人命、積荷及び船
舶の救助並びに天災事變その他
救助を要する場合における必要
な援助に関する事項
五 海難の調査に関する事項
六 海難審判所に対する審判の請
求及び海難審判所の裁決の執行
に関する事項
七 海上保安廳以外の者で海上に
おいて人命、積荷及び船舶の救
助を行うもの並びに船舶交通に
對する障害を除去するものの監
督に関する事項

八 旅客又は貨物の海上運送に従
事する者に対する海上における
保安のため必要な監督に関する
事項
九 水先人及び水先業務の監督に
関する事項

十 沿岸水域における巡視警戒に
関する事項
十一 海上における密貿易、不法
入出國その他の犯罪の予防及び
鎮壓に関する事項
十二 海上における犯人の捜査及
び逮捕に関する事項

十三 海上における暴動及び騒亂
の予防及び鎮壓に関する事項

十四 海上保安廳の使用する基地
施設、通信施設及び船舶の管理
及び運用に関する事項並びに税
関、検査所その他の行政廳がその
職務を行う場合における当該行
政廳に對する海上交通の便宜の
供與に関する事項

十五 國家地方警察及び市町村警
察(以下警察行政廳とす)と、税
関、検査所その他の關係行政廳と
の間における協力、共助及び連
絡に関する事項
第八條 水路局においては、左の事
務を掌る。

一 水路の測量及び海象の観測に
関する事項
二 水路図誌及び航空図誌の調製
及び供給に関する事項
三 船舶交通の安全のために必要
な事項の通報に関する事項
四 前各号に掲げる事項の調査及
び研究に関する事項

第九條 燈台局においては、左の事
務を掌る。

一 燈台その他の航路標識の建
設、保守、運用及び用品に関す

事項

二 燈台その他の航路標識の附屬の設備による氣象の観測に関する事項

三 海上保安廳以外の者で燈台その他の航路標識の建設、保守又は運用を行うものの監督に関する事項

第十條 海上保安廳に長官一人を置く。

海上保安廳長官は、運輸大臣の指揮監督を受け、廳務を統理し、所部の職員を指揮監督する。但し、運輸大臣以外の大員又は法務總裁の所管に属する事務については、各々その大臣又は法務總裁の指揮監督を受ける。

第十一條 海上保安廳の各局に局長一人を置く。

局長は、長官の命を受け、局務を掌理し、局中各課の事務を指揮監督する。

第十二條 運輸大臣は、必要と認める地に事務所を置き、海上保安廳の事務を分掌させることができる。

第十三條 海上保安廳水路局長は、水路告示を発することが出来る。

第十四條 第七條第二号乃至第五号及び第七号乃至第十三号に掲げる職務、水路の測量、氣象の観測、燈台その他の航路標識の保守及び運用並びに氣象の観測の業務を行わせるため、海上保安廳に海上保安官を置く。

海上保安官は、第三條又は第三十六條の規定に従い任命された海上保安廳の職員の中から、運輸大臣が、これを命ずる。

第十五條 海上保安官がこの法律の定めるところにより法令の施行に関する事務を行う場合には、その権限については、当該海上保安官は、各々の法令の施行に関する事務を所管する行政官廳の当該官吏とみなされ、当該法令の施行に関する事務に関し行政官廳の制定する規則の適用を受けるものとす。

第十六條 海上保安官は、第七條第四号に掲げる職務を行うため必要があるとき、又は犯人を逮捕するに当り必要があるときは、附近にある人に対し協力を求めることができる。

第十七條 海上保安官は、その職務を行うため必要があるときは、船長又は船長に代つて船舶を指揮する者に対し、法令により船舶に備え置べき書類の提出を命じ、船舶の同一性、船籍港、船長の氏名、直前の出港港又は出港地、目的港又は目的地、積荷の性質又は積荷の有無その他船舶、積荷及び航海に關し重要と認める事項を確かめるため船舶に立入検査をし、且つ、乗組員及び旅客に対しその職務を行うために必要な質問をすることが出来る。

海上保安官は、前項の規定により立入検査をし、又は質問するとき、制服を着用し、又はその身分を示す証票を携帯しなければならない。

第十八條 海上保安官は、その職務を行うため四開の情况から眞にやむを得ないときは、その職務の執行につき他の法令に定のあるもの

の外、左に掲げる処分をすることが出来る。

一 船舶の進行を停止させ、又はその出発を差し止めること。

二 航路を変更させ、又は指定する港に回航させること。

三 乗組員、旅客その他船舶にある者を下船させ、又はその下船を制限し、若しくは禁止すること。

四 積荷を陸揚させ、又は積荷の陸揚を制限し、若しくは禁止すること。

五 船舶が検査若しくは調査を受けるとき、又は抑留され若しくは人命に対し危険であるとき、当該船舶と他船又は陸地との交通を制限し、又は禁止すること。

第十九條 海上保安官は、その職務を行うため、武器を携帯することが出来る。

第二十條 海上保安官は、その職務を行うに当り、特に自己又は他人の生命又は身体保護に關し、やむを得ない必要がある場合を除いては、武器を使用してはならない。

第二十一條 運輸大臣は、第三條又は第三十六條の規定に従い任命された海上保安廳の職員の中から、港長を命ずる。

港長は、海上保安廳長官の指揮監督を受け、港則法に規定する事務を掌る。

第二十二條 運輸大臣は、第三條又は第三十六條の規定に従い任命された海上保安廳の職員の中から、海難審判理事官を命ずる。

海難審判理事官は、海上保安廳長官の指揮監督を受け、第七條第六号の事務を掌る。

第二十三條 海上保安廳の職員の職務に関する規則は、國家公務員に関する法令に触れない範囲内で、運輸大臣が、これを定める。

第二十四條 航路標識を維持し、密貿易を防止し、及び遭難船舶に援助を與えるため、海上保安廳長官は、必要に應じ船舶の基地及び担任区域を定める。

第二十五條 この法律のいかなる規定も海上保安廳又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認めるものとこれを解釈してはならない。

第二章 海上保安委員会

第二十六條 海上保安制度の運用及び改善に關する事項を審議するため、海上保安廳に海上保安委員会を置く。

海上保安委員会は、これを中央海上保安委員会及び地方海上保安委員会とする。

中央海上保安委員会及び地方海上保安委員会は、海上保安廳長官の諮問に應ずる外、海上保安制度の運用及び改善に關し海上保安廳長官に建議することが出来る。

第三章 共助

第二十七條 海上保安廳及び警察行政廳、税關その他の關係行政廳は、連絡を保たなければならず、又、犯罪の予防若しくは鎮圧又は犯人の捜査及び逮捕のため必要があるとき、相互に協議し、且つ、關係職員の派遣その他の必要な協力を求めることができる。

前項の規定による協力を求められた海上保安廳、警察行政廳、税關その他の關係行政廳は、できるだけその求めに應じなければならない。

第二十八條 前條の場合において派遣された職員は、その派遣を求めた行政廳の指揮を受けなければならない。

第四章 補則

第二十九條 海上保安廳長官は、その職権の一部を所部の職員に委任することが出来る。

第三十條 海上保安廳長官に事故のあるとき、又は、海上保安廳長官が欠けたときは、海上保安廳の職員が、予め運輸大臣の定める順序により、臨時に海上保安廳長官の職務を行う。

第三十一條 二級の運輸事務官又は運輸技官を以て充てられた海上保安官は、海上における犯罪につき刑事訴訟法第二百四十八條に規定する司法警察官の職務を行い、三級の運輸事務官又は運輸技官を以て充てられた海上保安官は、海上の犯罪につき同法第二百四十九條に規定する司法警察吏の職務を行う。

第三十二條 巡視警戒に任ずる船舶の乗組員は、労働組合法第四條第一項及び労働関係調整法第三十八條の規定の適用については、これを警察官吏とみなす。

第三十三條 この法律に定めるものの外、海上保安廳の職員の種類及び所掌事項、海上保安委員会の組

員、委員の資格及び任期その他海上保安廳の職員及び海上保安委員會に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第三十四條 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。但し、その期日は、昭和二十三年五月一日以後であつてはならない。

第三十五條 海上保安廳は、當分の間旧海軍艦船の保管に關する事務を掌る。

前項の事務は、海上保安廳保安局の所掌とする。

第三十六條 海上保安廳の職員に關する人事委員會規則が制定されるまでは、海上保安廳のすべての職員の人事管理に關する事項については、第三條第一項の規定にかかわらず、なお政府職員に關する従前の例による。

第三十七條 この法律のいかなる規定も、予算がないのに、この法律に規定する機能及び活動を行うために、その際の職員の定員を超えて職員を採用することを認めるものとこれを解釈してはならない。

第三十八條 燈台補給船第十八日正丸(二千五百總トン)及び水路測量船宗谷(二千二百七總トン)は、第四條第二項の規定にかかわらず、その存する間に限り、その一隻當りトン数において千五百排水トンを超えることができる。

第三十九條 この法律施行の際現に存する法令(連合國最高司令官の指示に従ひ制定された法令を除く。)の規定でこの法律の規定に反するものは、その効力を失う。

第四十條 運輸省官制の一部を次のように改正する。

第一條中「運輸大臣ハ」の下に「海上保安廳ノ所掌ニ關スル事項ヲ除ク外」を加える。

第二條中「海運總局ノ主管ニ關スルモノヲ除ク」を削る。

第五條第一号中「水路、航路標識」及び同條第四号を削り、同條第五号を第四号とする。

第四十一條 海運局官制の一部を次のように改正する。

第一條第一号中「航路其ノ他ノ水運ニ關スル事項但シ航路標識ニ關スル事項ヲ除ク」を「其ノ他ノ水運ニ關スル事項但シ海上保安廳ノ所掌ニ關スル事項ヲ除ク」に改め、同條中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第五條を削り、第六條を第五條とする。

第四十二條 海難審判法の一部を次のように改正する。

第十七條及び第十八條 削除

第二十八條中「地方海難審判所」の下に「の所在地を管轄する海上保安廳法第十二條に規定する海上保安廳の事務所(以下單に海上保安廳の事務所という。)」を加える。

第二十九條中「高等海難審判所」を「海上保安廳保安局」に改める。

第三十條中「地方海難審判所」を「海上保安廳の事務所」に改める。

第五十四條中「高等海難審判所の理事官」を「海上保安廳保安局の理事官」に改める。

第五十八條 高等海難審判所の裁決は、海上保安廳保安局の理事官

が、地方海難審判所の裁決は、當該地方海難審判所の所在地を管轄する海上保安廳の事務所の理事官が、これを執行する。

第四十三條 燈台局官制及び水路部官制は、これを廢止する。

○岡田國務大臣 ただいまから海上保安廳法案の提案理由について御説明申し上げます。

海上保安廳法案の提案理由を、きわめて要約して申し上げますと、今日のわが國の海上における航海の安全と治安とは、終戦後の諸般の事情から、はなはだしい危険と不安とに暴されておるものであります。これに對処し得る實力のある制度組織が存在いたしておられませんので、新たにこの制度を創設する必要があるということにあるのであります。

すなわちまずこれを航海の安全についてみますと、周囲八千海里に及ぶわが國の沿岸水域は、その特有の氣象、海象から從來世界的に最も海難事故の多い水域とされていたものであります。しかしてこのような自然的惡條件は、船舶自体の構造、設備の堪航性と乗組船員の技術及び船内紀律と、燈台その他の航路標識、通信施設の整備、水路の測量、氣象の観測等のいわゆる航海補助施設の整備との三要件が備わることにより、初めてよくこれを克服できるのであります。これら三要件のうち、航海安全の客体的要件であります航海補助施設の整備は、はなはだ不十分でありまして、わが國特有の自然的惡條件と相まって世界のダーク・シーとして今後の外國通商の上にも暗い影を投げかけているのであります。他方

主體的な要件としましては、日本の船舶だけについてみますと、戦時中の要請に基き船舶の急速建造と、船員の連成教育、優秀船舶と優秀船員の増進的打擊、終戦後の急激な船價高騰による優秀船建造の困難等の原因により、船員及び船員の技術が低下しておりましたので、客体的惡條件を克服することができず数多くの海難事故をひき起しているものであります。かかる海難の発生した場合における救助対策いかんと申しますと、これまで遺憾ながらはなはだ貧弱でありまして、あたらしい人命財産を失つてゐる現状であります。最少限度の國民生活を維持する上にきわめて重要な使命をもつ船舶の損失を防止し、人命財産の安全を確保するためには、一面において船質を改善し、船員の技術を向上せしめるとともに、航路標識その他の航海補助施設の整備をはかり、かつ海難に備えて救助艇その他の救助施設を整備充實することとは、まことに喫緊の重大事であるのみならず、わが國が國際社會の一員として外國船舶の日本沿海における航海を安全ならしめるためにも、必要かつ重要な國際的義務であると申さなければならぬのであります。

次に海上における治安維持についてみますと、海軍の解体した今日、わが國の海上における治安維持力は、皆無と申しても差支えないのであります。と、このような事情のもとに密貿易、不法入國等は、いよいよ増加、かつ悪質化する傾向を示しております。一昨年のように不法入國等に伴つて、コレラその他の惡疫の侵入する機会もまた増加するおそれが多くなつております。なおまた海上治安力の薄弱な

乗じて海賊の行爲、あるいは海上における經濟事犯も著しく増加しているものであります。遺憾ながら現状におきましてはこれが取柄は、税関、警察、海運局、検疫所、水産局等の各機關が、それら貧弱な船をもつて個々のこれを行つてゐるにすぎず、これの國家社會の秩序を亂し、または占領政策に違反する行爲を抑止し得る決定的な實力機關は、存在していないと言つても過言ではない状態でありまして、海上における航海安全及び治安の現状、並びにこの現状を打破しなければならぬ必要性は、以上申し上げた通りであります。ここに特に航海の安全と治安維持に仕えることを目的とする海上保安廳法案の提案理由があるものであります。このような航海上の危険と治安上の不安を除くためには、まずもつて船舶通信施設その他の老大な物的施設の設備を必要とするのであります。しかしこの場合、これらの莫大な経費と資材とを要する設備を、各關係行政廳がそれらの立場からもつては、きわめて不経済かつ不合理でありまして、むしろ一箇の行政機關をして、航海の安全と海上治安維持のために必要とされる船舶その他の施設を一元的に管理運用せしめ、その一元的責任のもとに、航海の安全と治安維持に關する行政事務全般にわたる包括的總的權限を行使せしめ、税関、検疫所その他の關係行政廳との關係は、これを一般と特殊の關係において、それらの目的につき互助援助連絡の方法により、特殊の立場を尊重しつつ一般的立場において、より經濟的合理的能率的に運営することが、經濟的にも財政的にも貧弱なわが國においては最も望ま

しく、かつ有効であることは、疑い
を容れないところであります。

海上保安法案は、このような観点
からいたしまして、航海の安全と海上
治安の維持という二箇の、最も重大な
任務をわが國現下の経済的財政的基盤
の上に、最も効果的に達成せようとい
うことを目的とするもので、内容的に
は、海上保安と、一箇の行政官廳の
制度組織に関する官制法、組織法た
る面と、海上保安及びその職員の方
ち特定の職員の職務権限に関する制度
法たる面との二面の規定を中心とし、
あわせて海上保安制度の運用に関する
海上保安委員会関係行政官廳との共助に
関する事項をも、その内容としてい
るものであります。何とぞ慎重御審議下
さいまして御可決あらんことをお願い
する次第であります。

○坂東委員長 この際運輸省の不法人
國、船舶監視本部長の大久保武雄君か
ら、この法案の内容並びに関係方面と
の打合せ状況について御説明願いたい
と思ひます。

○大久保政府委員 この法律案は約三
年前から、種々研究をいたしてまいつ
たのであります。その間に関係各省は
もちろん、總司令部の方面とも十分打
合せをいたしまして、この法律案の成
案を見るに至つた次第であります。

ただいま大臣からの御説明の通り、
この法律案の基本的な理念として貫
ぬいておりますものに二つの点があり
ます。すなわちその一つは航海の安全で
あります。その一つは海上における治
安の維持であります。航海の安全に関
しまする諸般の問題は、ただいま大臣
も御説明に相なりましたが、一例を申
してみますと、英米におきましては

沿岸百海里について航路標識が二十二
箇ありますのに對しまして、わが國に
おきましてはわずかに六箇にすぎない
い。こういうような貧弱な状況であり
ます。また大臣も発言されました水難
救助の諸施設に關しましては、八十海
里もの日本沿岸に對しましては、救難所
が僅かに二百九、救命艇が僅かに九十
五隻といつた貧弱な状況であります。
しかも船隻は戦争以來非常に劣悪にな
つておりますし、また船員の技術が低
下してある今日におきましては、航海
の安全に強力なる手を打つ必要が十分
追つてある次第であります。しかも今
後貿易が再開せられ、諸外國との航海
が非常に頻繁になる際におきまして、
海上の安全を確保する諸施設の維持
は、日本の海上産業の發展のために、
まことに重大なる基盤であると申して
差支えないと存するのであります。

次に治安の維持に關しましては、大
臣の御発言の通りであります。その
筋から旧海軍の使用しておりました艦
艇三十八隻の使用許可を得ておりま
す。そのうち二十八隻を現に使用いた
しておるような次第であります。これ
を中軸といたしまして、それに小型船
艇を配して海上の治安の維持につ
きたい、かように考えておる次第であ
ります。この仕事を担当いたしまする
職員は、法律案にもございまして、一
万人以内において海上保安の仕事に
従行する建前です。また船艇は百
二十五隻、五萬總トンを超えない船艇
能力を持ち、また一隻の排水トン千五
百トン、速力十五ノットという一つの
標準によりまして、海上治安に關する
船体の整備をはかる構想を持つており
ます。なおまた海上保安に必要な職員

は、それ〴〵武裝をいたしまして、こ
の海上保安の任務に携へることに相なつ
ております。海上保安に携へます地域
といたしましては、港、灣、海峡その他
日本國の沿岸水域における海上の安
全であります。この一つの地域的問
題から、従来の警察關係において行つ
ておりました水上警察との關係が起つ
てまいらるわけであります。水上に關し
ましては原則として、この海上保安廳
がこの警察権を施行するといふことに
相なつておるのであります。陸上の犯
人が海上に逃亡いたしましたときに
は、その直接必要な場合にのみ水上に
陸上の警察が出るのであります。そ
の他の場合は原則として海上保安廳が
水上の取締に當るといふことに相なる
のであります。また漁業監視に關しま
しては、海上保安廳が漁業監視の任に
當りますし、さらに税關の検査につき
ましてはその任に當りますし、さらに
衛生、検疫關係につきましては、その
職務の範圍に規定されておる次第であ
ります。かようにいたしまして海上保
安廳は運輸省に設置いたしまして、海
上の安全と海上の治安との総合的連絡
の服務に便ならしめたわけでありま
す。

以上申しましたように、漁業におき
ましては農林大臣、税關につきまして
は大蔵大臣、検疫につきましては厚生
大臣の、それ〴〵の監督を受けるよう
に、關係の諸事項につきましては、所
管の大臣の監督を受けるような組織に
なつておりました。運輸省の外局とし
て海上保安廳を設置する構想でありま
す。海上保安廳の機構はお手もとにお
配りしてあります機構案にございませ
うが、中央機構と地方機構にわかれてお

ります。中央の機構におきましては、
中央に海上保安廳をおきまして官房、
保安局、燈台局、水路局をおくわけで
あります。但し、第二復員局が行つて
まいりました掃海監視に關する仕事に
つきましては、海上保安廳の範圍内に
これを吸収をいたしまして、保安局の
一部としてこれを施行実施せしめる予
定をもつております。地方におきまし
ては、お手もとにお配りしてあります
地図によつて御覽ください。すなわち
に、全國に九箇所の保安本部を設置い
たしてあります。北から申し上げます
と、北海道地区において小樽、東北地
区におきまして塩釜、関東地区におき
まして横浜、東海地区におきまして名
古屋、近畿地区におきまして神戸、中
國四國地区におきまして廣島、九州地
区におきまして門司、さらに裏日本に
おきまして新潟及び舞鶴に保安本部を
置きまして、海上の安全の確保に遺憾
なきを期したいと考へております。そ
こでこの保安本部を置きました大體の
目標といたしましては、陸上の諸行政
廳との連絡並びに警察關係機關との連
絡及び關係の出先との連絡、さらに
海上關係の部局との連絡並びに港灣の
基地的重要性といふものを考へ、いまし
て、それ〴〵全國に配置をいたした次
第であります。保安本部の下に海上保
安本部を設けまして、その下にさらに
支部を設け、全國に約五十の基地を設
定いたしました。この海上保安の職務
の遂行に遺憾なきを期したいと存して
おる次第であります。

以上はなほ簡単申し上げました
が、なおまた詳細なる諸問題、数字等
につきまして、山崎政府委員から附加
して御説明申し上げることとしたしま

す。
○山崎(小)政府委員 ただいま大臣並
びに大久保政府委員より御説明を申し
上げましたが、私の問題が發足いた
しました當時から、この問題に關係を
しておた者でありますので、今日こ
の法律案がかかる形式をもつて出てま
いりましたまでの経過を、御審議の御
参考のために一應申し上げておきま
す。

先ほどから大臣から御説明ありまし
たように、海上保安といふものは交通
の安全と治安といふ二つの面がござい
ますが、運輸省といたしましては、大
體交通安全の立場から仕事をやつてお
ります。その仕事の内容を申し上げま
すと、大體燈台、水路、それから船舶
のいろ／＼な安全検査、船員の職能試
験、あるいは港におきまして工場、事
務、その他いろ／＼あります。そう
いふものが大體主たる仕事であります。
それから内務省は水上警察の仕事は海
上においてやつておるわけでありま
す。大蔵省は税關の密貿易の取締を海
上でもやつておたのであります。そ
れから農林省は漁業監督、密漁の監督
といふようなことをやつております。
あるいはそのほか厚生省の検疫、動植
物の検査といふようなそれ〴〵の事務
をやるために港に出先機關をもち、し
かもそれを執行するために、いろ／＼
船や通信その他の施設をもつておた
わけでありまして、戦前におきまし
ては、大體海軍という海上におきま
する実力機關がありましたために、必要
な場合には海軍にS・O・Sを出しま
すと、大體海軍の協力を得てその任
務を完全にやつておたわけでありま
すが、終戦後その海軍がなくなりまし

たために、海上の治安關係に非常な空白ができてきたわけであります。こういう状況にありましたところに、わが國から引揚げました朝鮮、支那等の國民が再び日本へやつてくる。いわゆる朝鮮人の密航というものが非常に盛んになりました。それに伴ひまして密貿易も多く行われるようになり、あるいはコレラ船等もやつてまいりまして、九州の沿岸は非常な脅威にさらされたわけであります。これがため遂にG・H・Qにおきまして、日本政府に対して昭和二十一年の六月十二日に、こういう不法入國船舶の取締りをやるように指令が出たわけでありました。この指令に基づきまして海運總局に、不法入國船舶監視本部ができて、地方といたしましては、九州の海運局に不法入國船舶監視本部というものができておりました。現在までその仕事を歩つておるわけでありました。

最初この仕事をやり出すにつきますと最も問題でありますのは船でありましたが、何分海運局がもつております船は、主として港内サービス用の船でありまして、沖まで出る性能がないのであります。いろいろ關係方面と折衝をしておりまして、昭和二十二年の四月二十二日に特務艦隊及特務哨戒艇を海上警備の目的に利用してもよろしい。なおこれは航海安全の諸般の仕事にも使えという向うからの指令が出まして、現在その三十八隻のうち二十八隻をもつて海上のパトロール業務をやつております。あと十ばいばいは掃海用の方に従事しておりますので、これもその業務の終り次第に、こちらに來ることになっております。現在そういう状況になっております。

以上のように、とりあえず当時の海上の不安に対して暫定的な施策を講じましたが、日本といたしましてはこの海上の安全、治安の維持ということにいかなる対策を講ずべきか、恒久的な対策案を考える必要に迫られておつたのであります。皆様の御承知の通り終戦直後、日本の警察制度の調査研究のためにヴァレンティン氏一行がこちらにお見えになつたのであります。その中にミールス大佐という方がおられまして、これが日本の海上の保安制度は、いかなる保安制度を設ければよろしいかというレポーターの使命をもつてこられたのであります。同氏はそれ以來一年半にわたりまして日本の実情を調査研究されて、同氏のレポートをG・H・Qに出されたわけでありました。このレポートの結果もあつたと思つておりますが、この三十八隻の特務艦隊と特務哨戒艇がこちらにくるようになりまして、日本政府といたしましては、この運用をさらに合理的に、あるいは強力にやる必要があるというので、昭和二十二年の五月二十二日に吉田内閣の際ですが、海上保安制度確立に関する件という閣議決定をしていただきました。運輸省の外局の海上保安廳、今大久保政府委員から御説明申しましたような、あの構想のもとに閣議決定をいたしましたのであります。これをもちつてG・H・Qの方に設立の申請を出しておつたのであります。その申請に基づきましてG・H・Qにおきましてもいろいろ研究をされたのであります。日本政府で考へておる構想は、できるだけ各省の立場を考へて、各省にそれ／＼海上においても実力機關をもたせる。それ

にプラス・アルファ的に海上保安廳の船をもつて仕事をさせるというふうな構想のもとに案が進められたのであります。この案に対してG・H・Qとしては、非常に不徹底である、アメリカみたような金持の國でも、なるべく海上におけるそういう取締機關というものには、合理的に一元化して實際にうまくやつておるのであるから、日本もほんとうに役所が民主的に相協力するならば、中央から地方までみな自分の機關にしないで合理的にやれるはずだという状況のもとに、最も合理的に徹底した海上の取締機關を設ける方針になられた。その線に従つて今日提出されておる海上保安廳法案ができあがつておるのであります。それは大體G・H・Qでもいろいろ調査研究されて、昭和二十三年三月十二日に正式に向うからそのアツプルーブの指示がありまして、その指示に基いて日本に日本政府といたしまして閣議決定をいただきまして、正式なアツプルーブをもちつたのであります。すなわち三月二十九日にアツプルーブがまいつたような次第であります。大體この法案につきましてはG・H・Qときわめて深き連絡をもちまして、また向うからの非常な強い御指導に基いてこの法案ができておるような次第でございます。

以上簡單でございますが、一應御参考までに御説明申し上げます。

○坂東委員長 他の省との折衝は全部済んでおりますか。

○山崎(小)政府委員 他の省との折衝は済んでおります。大體議會に提出するまでに次官會議、それから閣議を経まして出たわけでありまして、各省ともいろいろ御意見がありまして、その意見をもちましてG・H・Qともいろいろ相談いたしまして、ここに出ております法案に落ちついたものであります。

○門司委員 この海上保安委員會の構成についての御説明が願ひたい。

○山崎(小)政府委員 海上保安委員會は警察の公安委員會と違ひまして、大體海上保安廳及び地方の海上保安本部の諸機關になつております。大體先ほど申しましたように、各省の仕事を關係が多いので、關係各省、それから地方の有力者、そういう方面の關係者をもつて委員會を構成したいと思つております。まだ具體的な編成は考へておりませんが、構想としてはそういうふうな考えをもつております。

○門司委員 この法律で定められた港長と税官長との關係でございますが、この權限はどうなつておりますか。

○山崎(小)政府委員 この法案で定められております港長というのは、大體港に輸入品に対する税を課するとかいうことをやるのであります。全然仕事の内容は違つております。大體港長と税官との關係におきましては、税關が港内におきます業務の執行等をやります。港長は税關でも船をもつておりまして、アメリカの考え方、アメリカでもそうやつておるといふので、できるだけ港におきます各省の出先機關の交通艇というものは港長で一元的にやつておつて、パス的に、税關の官吏もあるいは検査の官吏も一艘の船に乗せて、かためて船が行

つて、各省の仕事をやつてこい、そういうふうになります。仕事をやる面においては、性格的には全然別個の機關であります。

○門司委員 大體國の予算はどれくらいでしようか。

○大久保政府委員 予算の概算は、概算を申しますと、海上保安廳全部の予算が十二億円であります。これは要求額であります。そのうち海上保安に必要なる予算が四億円であります。

○門司委員 もう一つお聞きしておきたいと思ひますが、船舶に対する性能検査に關することは保安廳でやはりやるようになるのですか。

○山崎(小)政府委員 船舶の安全検査は、これは性格的に申しますと、やはり一つの交通安全警察であります。海上保安廳に關するものであります。これは、ほかの造船業の会社のいろいろの監督、あるいは一般の船舶航行とも非常に關係が半面においてありますので、船が海上に出ましてからの安全検査は保安廳でやりますが、ドックに上つておるときは検査とか、建造中の検査といふことは、大體今まで通り海運局でやるということになつております。アメリカのコストガードでも、コストガードでやらないで、ある民間団体、これは公共機關であります。それが船舶検査はやらせております。この点は了解を得ております。

○門司委員 なおそのことについて、突こんで聴くようですが、定期検査あるいは特別検査の場合も、やはり従来と同じような形で行うのであります。か。

○山崎(小)政府委員 そうでございます。

○坂東委員長 これで見ますと、從來の水上署はなくなるわけですが、そこに不便が生じないですか。

○山崎(小)政府委員　これは、私の聞いておりますところによりますと、陸上の警察においても、地方警察においては船をもたせる、しかしそれはあく

圓に属することであるということ、
 結局従来ありました水上警察みたいな水上の警察を専門にした警察制度は、変つてくるのじやないかというように聞いておられます。まだ具体的にきまつておりませんが、大体関係方面の考え方なども、大きい船は海上保安廳の方にもたして、小さい船、たとえば

二十トン以下くらいの船を陸上警察の方にたせるといふうな考え方をしているようであります、これは何トン以上何トン以下といふうなことは、陸上警察の方とは具体的に話を進めることになつておりますが、まだ最後の決定までには至つておりません。

○坂東委員長　船をもたせるといふのは國家地方警察ですか、自治体警察ですか。

○山崎(小)政府委員 大体私どもの聞
いておきますのは、自治体警察の方には
船をもたせる、それから國家地方警察
についても自治体警察と同じようにも
たせるというふうな御意向をもつてお

られるようでありますが、私どもとしては、それに対しては別に、自治体警察にはもつておつてもいいけれども、國家警察にはもつておつてはならぬといふようなことを、ちつとも考えておらぬのであります。その点は、私どもとしましては、國家警察の方でもたれることに反対でないのであります。

○坂東委員長　横浜とか神戸のような大きな市になりますと、海上関係が相当複雑ですから、やはり水上署を設けるとか、あるいは普通の警察でも水上関係の仕事を扱わねばならぬと思いますが、そういう点について別に自治体側と相談はなかつたのですか。

を聞きます。

○門司委員　一應大臣がおいでになつたら、大臣によく御相談をしようと思つておつたのでありますが、地方財政委員会の答申案がすでに政府にまわり、さらに大蔵省によつてこれが検討されておると思いますが、その地方財

○山崎(小)政府委員　それは、たとえ
ばある港やあるいは地方警察が船で犯
罪なんか取締る場合に、それはお互い
に競合することもございますが、その
点はお互いに協力してこういうものを
やるということになつておりまして、
そういう点の競合ということはあつて
も差支えないというふうに考えており
ます。

政委員会案が大蔵省でどの程度まで今審議が進められておるか、その辺の事情を先に承つておきたいと思います。

○平田(敬)政府委員　ただいまお尋ねの件につきましては、大分前から大蔵省と、たししましても慎重に研究しつつある次第でございます。趣旨におきましては、財政委員会と意見は完全に一致しております。新しい制度のもとに

○坂東委員長　なお、たとえば横浜でいいですと、その折衝は東京の管区本部でやるのですか。そういう折衝は何もないのですか。

○山崎(小)政府委員　どこでございますか。

○坂東委員長　たとえば横浜市の場合、水上署関係ですね、そういう折衝のようなことは今までのいのですか。

○山崎(小)政府委員　これは、今でも

おきまして、地方団体が相当な新しい財源が要するというと、それから現在の経済情勢に鑑みまして地方団体の財政が、所によつては相当窮迫をきわめておるところがございますので、そういう事態に對應いたしまして、この際といたしまして適切な地方税制を樹立するということにつきましては、私どももまったく地方財政委員会の意見と同意見でございます。ただこれを表現

このことにつきましては各省次官會議で決定しておりまして、必要なときにはその船に警察の人も乗ることもありまして、税関の人もその船に乗つてやつてゐるような状況であります。

するためのいろいろの方法があります。その方法等につきましては、一應の案をまゝ委員会におきましては一應の案をまゝめられまして、議会等にも御提出になつておることも私も承知いたしてお

○坂東委員長 この法案の審議に関する委員会はこの程度にし、あとは月曜日にいたすことにいたしました。この際暫時休憩いたします。

午後二時五十分休憩

午後三時三十一分開議

○坂東委員長 休憩前に引続いて会議

ります。このことにつきましては、目下大蔵省におきましても慎重研究中でございますが、現在一番問題といたします点は、地方財政委員会の案によりますと、酒、タバコに対して地方団体に於いて、國とは別に消費税を賦課するということを認めるようにという提案がありましたのでございませう。

す。その点につきましては、大蔵省といたしましては慎重に研究中でございますが、御承知のように酒、タバコは從來から、國庫財政を運営いたします場合におきましての最も大きな財源といたしまして、常にこれが充実に努めてまいつたわけでございまして、御承

これは原價計算等によつて出ていると思ひますが、比較的他の物價、料金等に比へまして低くて落んでいるというような実情もあり、そこにまた高率な課税をする余地が出てきておるのではなからうかと思ひますが、十五割というような高率の課税の地方税を、そのま

知のように本年度といたしましたも、相当巨額な歳入をこの二つの方面から確保しておるといふような実情もございまして、これにつきましては従来通りやはり國庫において徴収するというのが建前として正しいのでなからうか。こういうものにつきましてこの際地方団体に認めるということは、少し行きすぎじやなからうかということでは

ま地方団体に委譲することになつてきますと、所によりましては地方団体に相当な財源がいく場合があります。そうして町村と申しますか、村費と申しますか、そういう方面についてほとんどわずかの財源しか行かない。現在は、従来の沿革等にも鑑みまして、入場税の総収入の約三割程度は分與税の財源として、分與税の配分比率

目下研究中でございます。

それからいま一つの問題は、入場税の委譲の問題でございますが、入場税は御承知の通り昔は地方税であつたのでございます。それを支那事變以後御承知のように國家財政の緊迫に鑑みまして、これを國において徴收することにしたのでございます。これをこの際としたしまして、地方団体に全面的に委譲するやうなことが、財政

に從いまして各地方団体に分與いたして
ております。この制度をやめまして、
現在の高率の課税をそのまま当該地方
団体に委譲するということになります
と、財源に非常にてこぼれを生ずるお
それがありはしないかということが一
つ考えられるのでございます。その結
果といたしまして、もし地方団体に委
譲するというになりますと、結局
結果におきまして現在國でとつており

に非常に低い税率と申しますか、入場
研究の余地がありはしないかというふ
うに考えております。それは昔のよう

ますような収入を確保するという必要が、必ずしもなくなるといふような点もありまして、全体といたしまして歳入に欠陥を生ずると申しますか、ロスを生ずるおそれがあるとはいかないか。所

料の一割か二割程度の課税でありますれば、これはそのまま地方団体にやりましても適切ではなからうかと思いますが、現在においては入場税の税率は十五割というきわめて高率な課税になつております。これは入場料につきましては、一方において税制額がきめてあります。その統制額というものは、

によりましては百分の百五十というやうな高率な課税を設定しなくてもよい所も出てくるかもしれません。また實際問題といたしまして百分の百五十という課税は非常に高いので、これを引下げてもらいたいというような希望があります場合、國が徴収しております場合に比べて、なおかつこれを確保す

るといふような見地を貫くことが、困難になるというやうな節もありはしないかといふことを考えますと、この問題も早急に、ただ地方団体に委譲するといふことで問題の解決は得られないのじやなからうかといふことにつきまして目下研究中でございます。その他の問題につきましては、事業税の問題とか、電気、ガス税の問題とか、各独立税等につきましても若干の研究事項が残つておりますが、私どもいたしましては、できるだけ早くこれらの政府としての案がまとまりまして、最初申し上げましたやうに、地方団体が新制度下におきまして、相當な財源を確保して健全な活動ができるやうに、研究を進めてまいりたいといふふうに考へてゐる次第でございます。一應中間的な段階の意見を申し上げまして御参考にしたと思ふのであります。

○門司委員 さらにそのやういふ意見を伺つた上でお聴きたいと思ひますのは、地方団体中央金庫設置に関する案が示されておると思ひますが、この案に対して大蔵省はどういうふうにお考へになつておるか、その辺を一應お伺ひしておきたいと思ひます。

○平田政府委員 地方団体中央金庫の問題は、大蔵省におきまして銀行局で所管しておりますので、私が責任のある御意見を申し上げることは差控へたいと存じますが、大体の今までのいきさつは、私が聞いておるところによりますれば、地方団体が今非常に資金の調達に困難を感じておるといふことは、大蔵省におきましてもよくわかつておるやうでございます。ただ一時の資金調達につきまして、あるいは一時でなくて、相當長期にわたる健全な借

入金等の調達につきましては、適當な金融の途を講ずる必要があるといふことにつきましても、これは當然のことと思ひますが、大蔵省としては全然異存がないやうに聞いております。ただこれにつきましても、いかなる方法でそのやういふ途を講ずるかといふことについては、相當意見がございまして、大蔵省といたしましては、現在のところ預金部の資金と申しますが、郵便貯金等が大部分であります。この資金の運用を適切にはかるといふことになりますと、大体同じやうな目的を達するといふことができるのじやなからうか。現在においてもこの預金部資金の運用につきましても、地方団体の意見をできるだけ取り入れることができるやうに、委員会等につきましても地方団体を代表せられる方々に多数はいつていただきまして運用しておるやうに聞いております。ほとんど大部分の資金が、今日では地方団体の方に運用されておるやうに聞いておる次第でございます。この組織をさらに改善し強化するといふことになりますれば、ほぼ同一の目的を達することができるといふやうな考へかといふやうな意見のやうでございます。もしも新しくここに金融機関を設けるということになりますと、その金融機関は一体資金をどこから調達するかといふ難点がございまして、現在の情勢からいたしまして、地方団体がみずからの力で多額の資金を集めるといふことも、なか／＼困難じやなからうか。そのやういふことになりますと、いさお政府から出支するか、あるいは日本銀行等から借入れるといふことになると思ひますが、そのやういふ額次第によりましては、結局その資金の

調達に困難を感じまして、都合によつてはインフレ的な結果を生ずるおそれもあるのじやなからうかといふたやうな点につきましても、慎重考究すべき点があるやうに聞いております。ただこの問題は私直接所管しておりませんので、責任のある御回答は銀行局長のあいだをお願いしまして、さらに確實な御意見を聴いていただければいいのじやなからうかと存ずる次第でございます。私が一應御覽して存知しておるところを御参考におし上げる次第でございます。

○門司委員 さらにそれに関連いたしまして、中央にありまする起債調整委員会と同じやうに、地方においてもやはり起債調整委員会をこしらへるやうな指令が、大蔵省として出してあるはずであります。これが未だ全国的に行渡つておりません。大体大阪、神戸等の関西方面においては相當な成績をあげておると思ひますが、その他の地域においては、この地方起債調整委員会がまだできて上つていない。従つて本店銀行あるいは日本銀行の支店等を持たざる地域においては、地方債の調達に相當な困難をしておるやうな状態になつておると思ひますが、大蔵省はこれに対して指令を出しておられますので、その設置に対して應援されておるかどうかといふことについての意見を一應お聴きたいと思ひます。

○平田政府委員 委員会の地方における運用等につきまして、私実は詳細なことは存知いたしてないののでございしますが、私の存知する限りにおきましては、とにかく預金部の資金の大部分は地方団体にこれを流す、しかもでき

るだけその預金の発生した地方団体に流すといふ方針で運用しておるやうに聞いております。その運用を適正ならしめるためにお話のやうな組織も考えまして、目下促進をはかつておるところと思ふのでございしますが、もちろんそのやういふことができた以上は、お話のごとくこの制度を全面的に活用いたしまして、円滑適正な運用をはかるべく努力していくべきじやなからうか、それは當然ではなからうかと、ふりに、私どもとしては考へる次第でございます。ただ詳細な点になりますと、先ほども申しましたやうに、銀行局長をお呼び願ひまして、お聴き願へれば仕合せかと思ひます。

○門司委員 それでは銀行の問題につきましまして、いづれ後ほどお伺ひすることにしたしまして、大蔵省の今お考へになつておられます点についての私どもの意見を一應申し上げて、さらに御答弁を願ひたいと思ひますが、今地方財政は極度に逼迫しておることは、おそれなく大蔵省は御存じのことと私は思ふのであります。實際の状態を見ますと、起債の認可等は大体一箇月くらいでこれを受けておられますが、これを現金化するに非常に困難を極めております。大体各都市におきましては、二十二年度の起債額に対する三〇％ないし五〇％程度が辛うじて現金化されておつて、その他は起債の認可は受けておつても、それが現金化されてないといふのが、大体地方の情勢であると思ひます。そこで地方においては、どういふ結果を來しておるかといへば、やむを得ず今日一時借入金をもつてそのつじつまを合はせておるといふ

ことになつておる。政府は預金部の金を全面的にまわすといふやうなお話でございしますが、私は預金部その他の金が全面的にまわつておれば、こゝういふことはないはずであると思ひます。殊に地方財政の苦しいのは、その苦しい中から——預金部の利息は大体七分見当であります。一時借入れの場合には、どうしても九分八厘何かがし、約一割近くの利息を拂わなければならぬ。しかもそれが短期間の場合においては、はなはだしいのは一箇月あるいは六十日ごとに借替へが行われなければならぬ。そこで地方財政はまづたく行き詰まつておるやうに、しかも今日の情勢からいいますと、先ほど申し上げましたやうに、地方に起債調整の委員会等があつて、銀行団と地方自治体との間に円満に話し合ひができて、大体のわくがきめられて、おの／＼の責任の上でこれを処理していくといふやうな機関がある所はまだしもでございますが、そのやういふものがない所におきましては、まづたく金融に行き詰まつてしまふといふのが実情であります。さらに中央政府の從來の行き方を見れば、産業資金に対しては相當なことを考へておられておるやうであります。行政資金の面に至つては、その率が非常に少いように考へられるのであります。殊にこの行政資金の長期の貸出し等につきましては、地方団体としては、政府が産業資金の面に振當てておられます金高の中の一割内外しか、おそろくこれに充てられていないのではないかと、いふやうなことが一應考へられるのであります。従つて地方自治体はまづたく金融の面に行き詰まつており、さらには先ほども申し上げますやうに、預金部

の金であるならば大体七分くらいの利息で済むものを、普通銀行から借りておることのために、どうしても一割近い利息を拂わなければならず、しかも繰返して申し上げますように、期間はほとんど六十日が長期であつて、短かいのは一箇月で借替へが行われる。これはつまり地方は仕事はできません。私もこれはこういう状態であつて、いかに地方分権をいたしまして、今日の地方財政がこういう形で行われておる以上は、満足な地方行政は行われない。地方行政が行われなければ、日本の民主化と申しまして、とうてい程遠いことであつて、われわれは地方分権を行政的にいたしますと同時に、財政の面を十分に考えてやる。さらに独立の完全にするようにしてやらなければならぬのであります。先ほど大蔵省の意見といたしまして、先ほどお聞きいたしました地方団体中央金庫のごときも、政府が相当な支出をしなければならぬのであらうというやうな御意見であつたと思ひますが、もちろん預金部の金が政府のお考えのように十分地方財政を賄える、地方自治団体の要求額に達することができない現状になつておりますので、これを補助する意味にいたしまして、私も私どもはこういうものをもちたい、そして完全に地方自治体が財政的にも独立する機会を興えるというところが私は必要じやなからうかと思ふ。これは國の観点から申し上げますと、この財政面を、いわゆる國の財政面と地方の財政面とを二元化するということは、非常に行政的に困難であるというやうなお考えがあるかもしれませんが、これは非常に間違つた考えではない

からうかと考えておる。地方の独立を完全にいたしますことのために、財政面からこれをしばつていつて、地方が完全自治体の要素を備えることのできない仕組をするというところは、地方分権をしようとする今日の地方行政に對する道なものの考え方であつて、私は地方が財政的にも行政的にも一日も早く独立する機会を興えることが、日本の今の行くべき一つの方針ではないかというやうに考えておるのであります。従つて地方団体の中央金庫等のことにつきましても、本日はおわかりにならないというやうなお話でございますが、これ以上私は突込んで聞きませんが、その他の財源の問題にいたしまして、あるいは酒、タバコの問題にいたしまして、入場税の問題にいたしまして、いつまでも中央にその紐をつけておいて、そして先ほどから申し上げております意味と同じことであるが、地方の行政の独立することを財政的にしばつてしまふというやうな考え方を、一日も早くやめてもらいたいと思ふ。そして地方の独立するやうに、なるたけ早く大蔵省といたしましては案を拵えていただき、國會にこれを提出していただきまして、實際的に地方が行政的にも、財政的にも独立し得る機会を一日も早く興えていただきたい。従つて、その國會にあなたの方で提案されまする時期が、大体いつごろになるかということ、一應お伺いをしておきたいと思ふのであります。こういうことを私が申し上げますのは、御承知のやうに警察あるいは消防制度というものが地方に移譲されてまいつておるのであります。これは今のところは從來と同じやうな形の上

において取扱ひをされておる。しかしながら地方におきましては、その警察の廳舎を建てるとか、あるいは設備を完備することのために相當の金が必要。しかもこれは國庫でこれを負担すべき建前になつておりますが、なかなか思うやうにいかない。同時に相當警察官の数が充てております。従つてこれを全部賄つていつて、そして完全な警察権というものが自治体に移るといふことにいたしますために、大体七月ごろからその切替をいたしたいという意向だと私は思ひますが、それまでこれらの問題の解決がついていないと、地方におきましても行政の立案をすることのために、非常に困難をいたすというやうなことが考えられます。そこで、大体いつごろ大蔵省の意見がまとまつて國會に提案するやうな運びになるか、予めその時期がおわかりでしたら、ひとつお話を願ひたいと思ひます。

○平田政府委員 ただいまの御意見の中、地方団体の独立性をはからなければならぬということにつきまして、私は私ども全然異存がございません。新しい日本を建設するためには、やはり地方団体といたしまして、自己の實力をもつて十分に活動できるやうな基礎をつくるということ、緊急不可欠のものと考えておる次第でございます。ただそれを實現する方法といたしまして、從來からの沿革なり、あるいは今後における實際の國家財政との關係、負担は國税も地方税も同じであります。結局、兩者の間においてやはり制度として、それ／＼調整をはかつて設けておくやうにしないと、國民として非常にめんど／＼な問題が出てくるというやうにも相なりますので、制度自体をお定めになります場合には、そういう問題についても、よく御検討の上お定めいただきたいというふうに考えておる次第でございます。

な地方団体が金繰りに非常に困つておるというところは、私もたゞ／＼聞いております。私も主税局におきまして、独立税等についても大分このごろ、突にどうもどうであらうかというやうな独立税の申請も来るのでございしますが、地方団体の財源の事情を考えますと、われ／＼は結局、どうも税としては必ずしもどうであらうかといつたもので、突は認可をいたしておるやうな現状でございます。従ひまして地方団体の現状に即しまして、この際お話をやうなラインで根本的な解決をはかる必要のあるということについては、まづ／＼同意でございます。最後に、しからば新しい制度の案をいつ出すかというお尋ねでございますが、これは私もいたしまして、一刻も早く出すやうに取計りたいと思つておるのでございしますが、ただこの問題はいろいろ關係するところが廣うございまして、一方においては國税にございまして、國の予算にございまして、新しい物價なり資金との関連において、目下來年度の予算には本格的審議を進めておるやうな關係もございまして、地方団体の財政整理について、いきおいそういう点もよく併せ考へまして、できるだけ妥當な改正案ができるやうに取運ぶべきものではなからうかというふうに考えておりますので、遅れておるやうな次第でございます。

○松澤委員 大体門司君から御質問がありましたので、簡単に二、三の点だけ御質問申し上げたいと思ひます。ただいま聞いておりますと、いろいろ地方に税を委譲することに難色があるやうなお話でございましたが、全体として考えてみまして、いろいろ差額がありあるというところは十分わかるのであります。何の問題にいたしまして、地方制度の民主化の問題にいたしまして、あるいは警察の分権にいたしまして、考えようによれば、いろいろの問題があると思ふのであります。それを今日まで制度の上ではとにかく、一應地方分権あるいは地方自主化ということをやつてきたのでありますから、この上は今度は財政の面において、やはりさういつた地方分権化及び民主化、自主化ということをやつていかなければならぬ段階に到達しておるのであります。依然としてやはり、今までのやうに中央集權的な考え方をもちていたり、あるいはまた地方財政の中央依存ということを考えておつたのでは、結局佛をつくつて魂を入れないという結果になるのであります。そこでいろいろ／＼と國の財政も窮乏に委譲されることには困難があるというところはわかるのであります。思ひ切つた措置を講じてもらわなければ、國も生きていくことができないし、地方も生きていくことができないという

結果になると考へるのであります。そこで酒、タバコの消費税にいたしましても、國税として今までおとりになつていた側から言へば困難もあると思ひます。しかしこれはどうしても地方を生かしていかねばならない。地方を生かすことが結局國を生かすことであるといふふうにお考へになりますならば、やはり酒、タバコの消費税といふものも、國と地方を調整した關係において、ひとつこの際地方に御委譲願ひたい。こういう考へをわれわれとしては地方制度の民主化、分権化といふことを、一昨年からずっと手がけてまいりました治安及び地方制度の委員として、強い希望をもつてゐるわけでありませう。入場税の問題にいたしましても、お話のごとく入場税は元來地方税であつたのであります。そこで地方の民主化といふことをぜひともしていかねばならない、財政上民主化していかねばならないといふことであれば、一應これまで地方税として取つていたものは、まづ先にこれを地方に委譲するという立場をとつていただかなければならないと考へるのであります。なるほどその当時の入場税と現在の入場税とは、非常に額の上において違つております。しかしこれは遊興飲食税などとは違ひ、割合に税の補填が容易でありまして、比較的權限のない地方団体におきまして、入場税であれば大体國税の場合と同じように、これを捕提して市町村の財源とすることができると考へます。技術的に言つても非常に簡単なものでありますし、かつ先ほど來お話のありました消防であるとか、あるいは警察制度であるとかいふものの財政需要に適した税である。田舎に

はそれほどの警察が必要でない代りに、入場税もあまりはいつてこない。都會においては入場税が非常にたくさんはいる、また同時に警察方面の財政需要も、それに應じて大きいといふところもあるものでありますから、入場税などをまづ先に地方に委譲される必要のある税目として取り上げていかねばならないと考へてゐるのであります。これについていろいろと難色があるやうであります。先ほど門司君のお話にもありましたように、二十三年度の予算といふものは、きつめて大ざつぱな予算を地方公共団体においては組んでおるのであります。その肉づけは結局國税の地方委譲あるいは地方税として新しく認められるものなどを待つておつて初めて財政的な裏づけができるのであります。ほとんどこれは早天に慈雨を望んでゐるやうな状態です。一日も早く地方財政としては税の委譲といふことを待つてゐるわけなのであります。三月六日まで一應國會に提出されなければならぬ期限附の地方財政法といふものが、今日遅れてゐるわけでありませう。なおいろいろの折衝を必要とするといふと、六月あるいは六月半ばごろにならなければ、本式にきまらぬのではなかつたかといふふうにお考へてゐるのであります。そういうことでは昨年もそうであつたのであります。住民税などの徴収に非常に地方は弱つてゐる、その上六・三割の校舎の増築などがあつて、昨年十一月ごろまでは地方財政はまづたゞ疲弊困憊しておつたのであります。そういうことを本年もまたやることは、中央の事情もさることながら、地方の事情も少しは考へていただかなければ

ならないのであります。この点を十分お考へくださいまして、急速に地方財政の確立をはかつていただきたいと考へておるのであります。この点につきまして先ほど門司君の質問にありまして、いづつごろになつたら地方財政法が國會に提出され、眞に切替ができるかといふことをさらにお答へ願ひたいと考へます。

○平田政府委員 地方団体の財政が非常に困難しておる事情につきましては、先ほどからの御意見もございまして、しまだ私もいろいろな事例について十分存知しております。従いましてこの際各般の新制度が行われるに伴ひまして、地方団体につきましても、できる限り確固たる財源をもちまして、十分な活動ができるやうにいたさなければならぬことにつきては、全般的に異存がございせん。ただその方法につきまして、目下いろいろ研究中でございます。よく考へてみますと、地租、家屋税といふた不動産に対する課税という面が、いづれの國におきましても、地方税としては大部分の財源を占めるのが普通でありまして、アメリカにおきましてはプロパティ・タックスといふものが、ほとんど町村の財政の大部分を占めており、イギリスにおいてはレートといふものがございまして、こういうものも不動産税をもつてほとんど占められておるといふ状況であります。わが國におきましても実は地租、家屋税が最初から地方団体の相対的な財源として認めるといふ趣旨で、現在におきましても御承知のやうに、地方団体の財源に相なつておるのであります。この課税が一方におきまして物價統制との關係上十分な歳入

をあげるに至つていない。地租や家屋税等は昔は相當な収入割合を占めていたのですが、最近ではきつめて徴々たる割合しか、全体の地方税の歳入の中において占めていないといふやうな状況でございます。しかしながら方向としては、さういふところに地方団体としても、相當の財源を確保し得る途が残されてゐるのではなからうかといふやうに私も考へております。なおその他不動産取得税とか、あるいは今回新しく、あるいは今までも地方的には賦課しておりますが、電気、ガスに対する——なかなか電氣に対する一種の課税、こゝいつた方面におきましても相當な財源を確保し得る途が残されておるのではなからうか。それから目下問題にしておりますのは、現在在營業者に限つて營業税を賦課しておりますが、この範圍を拡張いたしまして、營業者以外の独立的事業には賦課するといふのも一つの方法ではなからうかと考へておるのでございます。さういふやうな各般の新規財源、あるいは現在地方団体に認めております各税目に対する課税の拡張、さういふことにつきましてもこの際全面的に改正を加へまして、それによつてできるだけ地方団体の財政に事欠くことのないやうにいたしたいといふのが、私どもの第一の考へでございますが、しかし一方、地方団体の財政全体としまして相當苦しい実情もわかつておりますので、全体としてどういふやうなことにもつていかについて、目下いろいろ考へて研究いたしておる次第でございます。ただ一番大きな國税としての収入である酒、たばこの消費税及び入場税につきては、現在の兩税の實際の税率

の状況あるいは國家財政との關係、あるいは委譲した後に於ける地方団体の財政がどういふ結果になるかといふことについて、いろいろ目下研究いたしておる次第でございます。現在のところは、さき申しましたやうな意見をもちつておると申し上げるよりほかないと思ひます。時期については、今いつまでに提出するかといふことは、いろいろな關係もございまして、ちよつと申し上げ難いのでございしますが、私どもの氣持としては、御説のごとくなるべく早く成案を得まして提案し、速やかに御審議を得まして、來年度の地方団体の財政の整理に支障ないやうに取計らいたいと考へておる次第であります。なお地方税については、特に問題になる事項を除きまして、さしあたり大休各省間の意見が一致し、これから國民の面から見ましても、さほど大きな響きを与えないといつたやうな面については、独立税等についても、あるいは制限外の課税等についても、なるべく早く政府の方針を地方団体に通達いたしまして、財政の整理に支障なからしめるやうに目下取計らい中でございます。さういふことによつて應急な措置を講じつつ、この際として將來の地方団体の独立性を確保し、十分な活動ができるやうに、しつかりした制度を打ち立てるべく目下研究中でございますので、今日いつ何日までに出すといふことは申し上げかねることを御了承願ひたいと思ひます。

○千賀委員 昨日私はこの問題の決議案を提案した者でございますが、地方で困つておるといふことは皆さん言つておられますので、あまり言葉を重ねてもどうかと思ひますが、一昨日、一

昨日愛知縣並に岡崎市の方に参りまして、ちやうど定例會議を済まして、ところでありましたので、その首腦者に状況を聴いたものでありますから、ほとんど收入に対しては自信がないから、縣會議員、市會議員に、收入に対する質問は妥協して止めてもらつて予算會議を済ましたというふうな、ほとんど會議の實體を喪失したというふうな予算會議をやつておるのであります。いかに地方の基礎がうわつておるか、浮き上つてしまつておるかという点は申すまでもありません。ところが大藏省が今御説明になつた中でも取扱いにずいぶんちやうどばら／＼な不統一な思想を露呈しております。非常な不思議だと思つておられます。たとえば月給取をやる人が一部分田畑をつくるというふうな場合には、その田畑の收入の大部分をやみ賣をして、その収入が得られるというふうな計算で課税をいたしております。これに対しては地方で、ずいぶん大きな不平が起つたりして、おつて、せつ／＼落着きかつかつた地方の情勢が、俺たちは食うために一部分百姓をやつておるけれども、これを皆やみ賣をやつて利益を得るのだというふうな計算でやられたのでは困るから、少しばかりやつておる畑の耕作はもう止めたという事で、せつ／＼足を地につけて生活し出した人たちが、農民の群にまたはいつた方がよいのだというふうな動搖を起しつゝあります。こういうふうな大藏省の思想が現われているかと思つて、従前の借家を持つてゐる人たちは、疊をかけることができないという不安い家賃で店子を入れているのに、このごろ市であると

か縣であるとかいうものが急遽住宅をつくります、わず／＼八坪や十坪のものを百坪であるとか、百五十坪とか二百坪近くであるとか、現在のそれらの団体がつくつた價格に即應する家賃が許されている。こういうふうなわけで、民間の住居の大宗は実質を無視して、廣くは従前のものは安いところにいる、狭くは不自由であつても、今つくつたものは、相手が公共団体であつて何であつても、すこぶる高い家賃を拂つてゐるというふうなことになるつておられます。もしもこれがある程度整理されまして、建築費を度外視して、住居の幸福という事を基礎にして、この家賃が再編成せられるならば、相當にここに租税の對象として余裕ができてくるのではないだろうか。地租においても同様なことが言われます。やみで貸してゐる人は出産物の半分持つてゐる、あるいは三分の一持つてゐるというふうなことで、わず／＼面積が非常に高い代償で貸借されてゐるのに、田畑として昔からつづばに記帳されてゐるものは、貸しておられる、ほとんど税金を出さずして、いづれにも大きな価格で抑えられてゐる。ここにも大きな矛盾があります。いづれにいたしましても、かようなわけで、制度の矛盾のためにもありますし、またやみ行爲——これは廣義のやみでありますが、廣義のやみ行爲のために、とるべき収入がとられずに、同時にこれに税金がかかつてゐない。これで利用者には非常に不公平な位置におかれてゐる。こういうものを整理して、正しく租税をかけることになると、相當に余裕があるのではないかと、かような点を見られております。またやみ商賣等

にいたしましても、相當これには考えさせられるもの／＼なものがございまして、こういうことは相當お考えになつてゐるだらうと思つて、この社會の欠陥といつても可い、病患といつても可い、うしろめたな點に、今くらくは、なかなか見きわめがつけない複雑な問題ではあります。これに相當徹底したメスを加えて、ここから財源を求めようというふうな考えを當局はもつておられますか、伺いたいと思つてゐます。

○平田政府委員 ただいま御指摘の点は、このインフレ下におきますいろいろな矛盾を、適切に御指摘になつたことと承りました。私ども實際行政をやります場合においても、そういう矛盾を、痛切に感じつゝ、問題の妥當な解決になか／＼苦しみつゝ、多いといふことを白状せざるを得ない実情にございまして、御承知の通り、やみの課税の問題であります。これはほんとうのやみでありまして、これはほんとうは没收すべきものであります。課税すべきものではない。ただ世の中に相當やみと申しますか、とにかくそれいつた現象が行われて、それによつて相當な収入を得てゐるという現実がある場合におきましては、課税をいたしましても、その現実を目を覆うわけにまいりませんので、やはり収入は収入といたしまして、実収入に対して課税するという建前をとらざるを得ない現状でございまして、もちろんやみは没收すべきものでございまして、認めざるべきものではないのでございまして、取締り等が徹底いたしますれば、当然没收すべきものは没收するといふことに相なるべき筋と考へます。

従いまして課税にあたりまして、一應とにかく實際の収入をとらえて課税するわけですが、後にやみだといふことが判然いたしまして、没收されるというところが明らかになりますれば、當然課税するといふ建前で進んでおる次第であります。従いまして所得税等の課税におきましては、実収入に対して課税するといふことは、決してやみを認めるという趣旨ではなくて、過去にそういう事実があつて、とにかくある人が一定の収入を得てゐるその事実に着眼しまして、それに負担してもらつて、課税したうでございまして、課税した結果政府はやみを認めてゐるではない、將來やみをやらせる方針かといふことにつきましては、私どもは全然さうなことは考へてゐない、ただ過去にあつた事実をとらえて、所得税としましては課税の對象にするといふことだけをいたしておるやうな次第でございまして、やみ自体の没收をはかることが最も緊要なことと考へる次第でございまして、

それから、今さらに御指摘の地代家賃の統制でございまして、これも私若干その方面の仕事もしてまいつたのでありますが、なか／＼むずかしい問題でございまして、新しい家賃等につきましても、これはやはり新しい家の建築費をもとにして引合ふ家賃を認めるといふことにいたしませんと、新しい家ができませんし、これは當然のことと考へるのであります。大体そういう基準で統制額をきめておられます。ただ古くからある家につきますとどうするかという問題は、なか／＼議論がむづかしいのでございまして、とにかく一定の時期にある額を投資しまして、その投資を一定の期間に回收するといふ建前にできておるわけでございまして、そういう見地からいたしますと、償却等につきましても、最初に投資した額の償却を認める。あるいは實際におきましてその後一般物價が上りまして、家賃について特に値上りを認めるといふことは、一方からいいますと、家主に対して不当な利益を認めるというふうな議論も出てまいりました。結局さういふものにつきましては、從來の家賃をすえおいて、その後における保険料の増加とか、あるいは實際の修繕費の増加分だけを認めまして統制額をかえていく、こういうふうな制度に結局においていかざるを得ぬ。ただその實際の状況から申しまして、さういふ統制額と新しい家賃との間に非常にアン・バランスが生ずる、それをどういふ方法で徴収するかといふと、これはなか／＼むずかしい問題でございまして、一番の根本的解決は、結局インフレを止めるということ以外には解決の方法はないのではないかと、あるいは結局インフレを止めてしまつて経済の安定が実現するといふことになりますれば、さういふ際にさらに根本的に解決する方法はあらうかと思つて、中間的な措置といたしましては、どうも御指摘のやうな／＼割切れない要素が残るといふことは、程度の問題としてはやむを得ないのではなからうかと考へておる次第でございまして、ただ先ほど申しましたように、不動産に対する地方の課税は、統制の關係上非常に収入が低くなつておる、財産の元本額とか、あるいはほんとうの収益力とかいつたやうなものから見ますと、相當な負担を賦課してもいいのではな

いかというふしもあります。他方におきまして今申しましたような事情から、地代家賃等につきましても一定の統制が行われておる。その調整をいかにやるかというところに問題の困難性があると考えておるのでございませう。従いましてその困難性を回避いたしまして、土地の収益力をとらえて課税する一方法といたしまして、実は傳えられておる土地利用税というふうなもの、もうまく統制との矛盾を回避しつつ、土地の収益力をとらえて課税しようというのにも相当理由がある提案だと私も考えておりますが、御指摘のように経済現象が非常に変動的な条件を帯びておりまして、この調節にはむづかしい点がありますことを率直に申し上げざるを得ない実情でございませう。○千賀委員 私、指摘いたしましたように、これはインフレのためと言えは簡単にそれだけでありますが、しかし現実にはインフレのためという徴税をせぬでおるわけにもいかず、政治をやらぬでおるわけにもいかぬわけですね。どうしてもインフレの中でも何とかしなければなりません。そこで土地利用税はこれらの問題をよほど解決するといふ自信をもつておいでになるようでありませんが、もしもこれを實現するとすればどんな構想でいくのか、もう少し詳しくこの際伺いたいと思ひます。○平田政府委員 土地利用税についてはなお研究中でございまして、成案を得ておるわけではございせんが、さういふ課税をいたしますとすれば、さういふ観点から案が立案さるべきでないかと考えております。と申しますのは、土地の地代は小作料にしろ普通の地代にしろ、御承知の通り実際の授

養額をもとにしまして従前に地代にすえおくという現象に相なつております。ところが実際の土地の収入と申しますか、力というものは、やはり一般物價の騰貴に伴つて、名目的には相当増加しておるというのが理論的にはなからうか。さういふことに相なりませう。たとい一反歩の田でございまして、その田からできる農作物の値段が、昔に比べてどれくらい引上げになつておるかと思ひますが、その一定の賃賃價格が定められました基準に對しまして、現在實際に認められておりますもの、もちろんこれは公定價格を基準にすべきものだと思ひますが、價格が何倍くらゐになつておるか、その倍率で賃賃價格を評價するといふにして、その評價いたしました課税標準によりまして適當な税率で課税する。これが一つの課税方法ではなからうか。それはひとり田畑だけではなく、普通の宅地や家屋等につきましても、理論的には同様にあてはまることに考へておる次第でございませう。ただこれは一つの課税方法もあるといふこととでございまして、未だ成案を得て今日申し上げる段階にまじつていないことを御了承願ひたいと存じます。○千賀委員 私は終りました。○門司委員 この際主税局長がおいでになつておりますので、ごく簡単に御聴きたいのであります。今度の所得税の問題で地方が非常に騒いでおりまして、到るところに反対の大会を開いて、税務署も大分迷惑しておると思ひますが、この課税の標準が非常に誤つておつたといふことは、おそく大蔵

當局もこれは認めないわけにはいかぬと私は思ひます。それは全部を画一的に見ておつてやみを認めないというふうな場合もあり、さらにやみについて先ほどのお話もありました。大体野菜等につきましては收穫の二割三分くらいがやみに見こんであつたことは事實であります。甘藷については一割五分くらいはやみに賣つたという仮定のもとに、大蔵省が課税しておるというところは私は事實だと思ひます。さういふ課税のしかたは正直な者ほど困り、やみをやつておる者はいいが、やみをやれない、またできない者は困るというところで、今後の問題は思想的に悪い影響を及ぼしておると思ひます。私は徴税の方法として單なる私の意見を述べるのでありますが、税務当局だけでこれを査定し審査するといふのではなくて、申告制をとつておるもので、これに民間の協力を得て徴税委員と申すやうなものを、各町村制が各部落にそれぞれにこしらへていた。互いの協議のもとに見積つていく。これは一つには非常に正しくやられると思ひます。従来町村におきまして見立割といふ方法があつたのであります。これは比較的公正に行われておつたといふことは言えると思ひます。手の少いときには、殊に経済状態がさういふ乱れておるときに、課税をするときに困難を來すことは事實であります。これを一元的に役所が扱おうとするのは間違ひだと思ひます。従つて申告制をせつかくとつておるもので、その申告制に對しては、さういふ民間の協力を得るといふやうな方法が講ぜられれば、非常に都合にいくのではない

か。いわゆるお互いが納得の上で税額をきめていく、税率につきましては、もちろん國の必要な經費でありますので、その点までは触れる必要はないかと思ひますが、収入あるいは所得の点については、さういふ民主的のきめ方とか、さらに査定をしていくといふき方であつたらどうかと思ひますが、この辺に對する主税局長の御意見はいかがですか。○平田政府委員 ただいま御指摘のことにつきましては、國會の各方面から大分さういふ意見が出ておりました。さういふ実情をお話申し上げておる次第でございませう。なにしろ申告課税を昨年採用したのでございませうが、新しく設けました關係で納税者の方にも趣旨がよく徹底してない、政府側にもその指導に不馴れであつたといふやうな事情も手傳ひまして、その成績が非常にうまくいかなかつたのでございませう。それで予算額をいたしましては、約四九〇億程度の申告所得税を見積つておるのでございませうが、これに對しまして昨年十二月までに、申告によつて納税していただいた方がわずかに六十一億、一割四、五分しか申告によつてはいつていない。その後一月には、いろ／＼宣傳いたしました結果、一月だけで八十三億といふふうに大分バツクいたしたのでございませうが、それにいたしまして、なお見積りには對しまして、その予定に達してないものであります。この見積りは決して過大のものではないのでございませう。実は源泉課税につきましては、すでに同じベースで見積つた税額が見

積りを突破しておるという状況に對しまして、申告課税の方はさうな状態である。そこで當然のことといたしまして、役所側で調べている結果に基づきまして、実は二月の末から三月のはじめにかけまして一審に更正決定をいたしました次第でございませう。この更正決定につきましては、問題を起して、はなはだ恐縮に思つておるのでございませうが、本年度といたしましては、私もやはりさういふ途を選ばざるを得なかつたと申しますよりほかはないと思つてございませう。多數の納税者につきまして、比較的短い期間のうちに一審に調査をいたしまして、それで税額を決定する、さういふことをいたしたのでございませう。そこでその際におきまして、お話の通り団体の意見をよく聴くといふことにつきましては、これは私も一向排除するわけではなく、団体等の意見はよく聴くやうにしようといふことはいたしておるのでございませう。ただこの団体を通過して所得額をきめるという行き方は、従来は、ややともいたしましてと總額を軽く見積りまして、その總額の中で納税者の税額を団体を通じて出させる、さういふことも戦時中税務署の手不足等によりまして、やむを得ずやつた時代があるものでありますけれども、さういふ方法をやりまして、いきおい反面から申しますと非常に弊害もございませうので、昨年申告課税制度に改めましたのを機会に、いわゆるこれは団体交渉と稱しておりますが、団体交渉の方法によつて課税額をきめるという方法は、これは避けることにはいたしたのでございませう。それで税はあくまでもやはり税法に従つて、納税者がまず申告

によつて納むべきものであるというこ
とにしました。

それから、それについて申告が違
場合におきましては、政府と納税者との
間で正しい所得額なり納税額を見出し
て納税せしむべきものである、という
基本観念に立ちまして、税額自体と
申しますか、所得額自体の決定は、あ
げて政府と納税者の直接折衝に委ねる
ということにいたしましたのでございま
す。その点につきましては、いろいろ
これも考え方の差があるかと思いま
すけれども、やはり民主化をはかりま
すためには、所得税といふは正し
いのではないかと考えております。た
だそういうことをやりました結果、反
面今度いまだに団体の意見を排除す
る傾向がございまして、ところにより
ましては、正しい団体の意見等も頭か
ら聴かないという節がございまして、
昨年度におきましては、實際上無用な
摩擦を起しておる向きが相当あるよう
に思います。しかしこれはまた正しく
ないのでございまして、あくまでも納
税者の実情をよく知つておられる団体
の意見、あるいは団体の資料、あるいは
場合によりましては、営業者等につ
いては、大体の順序等につきまして
も、団体の意見をよく聴いて正しい査
定を行うようにということにつきまし
ては、さように指導しておる次第でござ
います。農業所得の問題等につきま
しても、それ〴〵地方においては精通
者の方々が多数おられると思ひますか
ら、そういう方面の意見をよく聴きま
して、公平を期すべきものであるとい
うことには異見はないのでございま
す。ただ査定委員会といつたような制

度をつくりまして、その委員会を通じ
て所得額を決定するということは、や
はり今の段階におきましては行き過ぎ
ではなからうか。所得額及び税額とい
うものは、やはり税法に従つて、納税
者が自分で計算して納むべきものであ
つて、それが正しいかどうかは、政府と
納税者との間で最終的に決定すべきも
のではなからうかというふうな考え方
でございまして、

○門司委員 くだいようですが、私は
さらにその考え方についてのことでお
伺ひしておきたいと思つと同時に、意
見を申し述べておきたいと思ひます
が、政府の考え方は、申告制にいたし
まして、あるいは納税を徴収するに
いたしまして、どこまでも人民が正
直なことを言わないものであるという
物の考え方が、非常に大きく動いてお
ると私は思ひます。もし人民をほん
とに信用されるならば、正しい意見と
いうものを反映させるために、さうい
う民主的の委員会を設けられれば、お互
いが納得の上で納めることができると思
ひます。これは神奈川県の一例でありま
すが、指導する面におきまして、やみも
全部書いて出せと言つてあつたという
をさせたのに対して、非常に不当な
更正額が決定されてきているという事
実があるのではありませんか。さうな
つて、正直に報告するのだめだ、どう
せ更正決定が来るのだから、この辺で
やつておこうじやないかというふうな
わけで、不正直を奨励するようなもの
だと思ひます。それと同時に、殊に農
村におきましては、多くの作付をすれ
ばするほど税金が多くなつてくるので
すが、農村の収益というものは非常に
微妙なものであります。殊に日本のよ

うな丘陵地帯をたくさんもつておりま
す農村におきましては、ほとんど半道
あるいはもつと近い距離においても、
境を異にしても非常に収獲が違ふので
あります。それが一律一律に課せられ
ていふことになつてまいりますと、
農家の土地のところで廣い面積を
耕作している者は、非常に大きな租税
をしなければならぬし、狭い面積で
非常に地力の豊かなところを耕作して
いる者は、割がいいというふうなこと
になつて、農村の生産意欲を阻害する
ことはなほだしいのであります。今
日多少の開墾をしても、余計な食糧をつ
くり出さうという考え方をもちてい
る農民に対して、殊に今度の税制の行
方は大きな衝撃を與えていふと思ひ
ます。これは食糧増産どころでなくして、
減反運動を口に言わなくても、おそ
くさういふ形が現れてくると思ひ
ます。そこで私どもの意見としては、先ほど
から申し上げますように、さういふ非
常にむずかしい問題が伏在しておりま
すので、單にこれが中小商工業者のよ
うな形を示しておりませんので、これ
を都会の中小商工業者と同じような角
度の上で査定するということをお考え
になつていふと、私は農民は非常に大
きな迷惑を受けると考えますので、あ
えてこのことを意見として強く申し上
げておきたいと思ひます。

○平田政府委員 ただいまお述べにな
りました問題ですが、申告制度につき
ましては、実は私も将来におきま
しては、大体申告でほとんどの税は納
まるようにというふうにもつていくのが
理想だと考えているのであります。た
だ日本の現在の実情からは、なかなか
そこまできき難い実情がございするの

で、やむを得ない方法としまして、更
正決定をやつていふという実情でござ
います。今後におきましては税法の
普及、宣傳その他の方法等につきまし
ても、さらに一層の努力を拂ひまし
て、できますならば申告によつてほと
んど大部分の税が納まるという方向に
税の方法をもつていくのがいいだらう
と思ひます。ただこれはなかなか一年、
二年にして実現できない問題ではある
かも知れませんが、あくまでも
そのような方向で進んでまいりたいと思
ひます。また後ほどお述べになりました御意
見は、これはまことにございまして
ございまして、さういふ点につきまし
ては、実は税務署で一應標準という
ものを定めておりますが、その標準とい
うものは、あくまでも標準に過ぎないの
でございまして、状況のよい所と状況
の悪い所とは、その標準を適用する場
合におきまして、適宜に増補したり減
酌減をするというのが本来の建前にな
つていふのでございします。さういふ際
におきまして、お話のように団体等の
意見を十分に尊重して聴くということ
は、これは至極結構なことではございま
すので、さういふ御意見につきまして
は、本年は不十分の点が多かつたと思
ひますが、今後十分さういふ方向に進
めてまいりたいというふうに考えてい
る次第でございします。

○高岡委員 簡単に一つお尋ねをいた
したいと思ひます。地方税制が圓期的
大改革を加えられんといひしますとき
に、特に大蔵当局に、重点的に重大な
る関心をもつて御注意を願ひたいこと
があるのではありませんか。それは表日本と
裏日本との取扱ひについてであります

が、とかく旧來國家のあらゆる施策
は、裏日本の方に冷遇をしたかのごと
ききらいがあるのであります。文化
において、教育において、あらゆる点に
おいて裏日本は表日本に劣つてい
るであります。殊にこの税制の点につ
きまして、裏日本、表日本を画一的に
取扱はれたことき憾みをもつてい
るであります。申すまでもなく裏日本は
概して冷害、雪害、あるいは年々大洪
水を起しまして、不測の損害數億円に
上り、その負担を地元においてせざる
を得ない惨状を呈していることは御承
知の通りであります。そこで簡単な例
を申し上げますならば、たとえば一つ
の住宅をつくるにも、あるいは学校の
つくりやすさにも、裏日本の方は資材、
用材の規格においてすでに表日本より
違ふのであります。これらの簡単な
例によりまして、裏日本の住民の負
担といふものは相当大きいのでござ
いまして、たとえば同じ所得があるに
いたしまして、その租税力において
は数等裏日本は表日本より劣つてい
るのであります。今度の地方税制改革
におきまして、分與税等はさういふ標
準によつて交付されるのであります
か。私実はまだ勉強が足りないの
でございしますが、たとえ分與税等
を大幅に交付する等の方法によりま
して、何とかそこに表日本、裏日本の差
等をつけていただくことこそ、私は税
制の民主化であると確信をいたすので
あります。承りますと、多少その取
扱ひにおきまして、一定の段階を大蔵
当局はお考えになつていられるやに承
つていふのでありますけれども、なおこ
れらの点につきまして若干参考になる
ことをお漏し願ひしますならば、將來の

参考にしたいと考えるのであります。

○平田政府委員 たいだいま述べに
りました日本方面が、表日本に比べ
まして租税力に劣るところがあるとい
うような趣旨のお話は、先日私ども
一、二度承つております。この調整を
分限税ではかるようにという御希望も
伺つてゐるのでございますが、ただ問
題は、そういう標準を分限税の中に織
りこむことがいかどうかということに
なるかと思つてございまして、
地域を限りまして一定の配付標準等に
特別な斟酌率を設けるというのが、一
つの案のように聞いておる次第でござ
いますけれども、実際にございまして、
それではたして適当なものになるかど
うかということにつきましては、相当
研究を要する点が多いのじやなからう
か。現在分限税は御承知のように大体
三つにわけまして、その配付標準を設
けてやつており、財政需要それから課
税力等それぞれ一般的に妥当する標準
を設けまして、それによつて分限税を
分限するといふ原則的な建前になつて
おりますので、目下関係方面から意見
が出ておりますような通りにいきま
すかどうか、慎重研究してみたいと思
ておる次第でございます。

○坂東委員 お話いたしました。地
方財政制度に關することは大体本日は
この程度にしまして、次にもとに返り
まして、海上保安廳法案に關する質疑
を継続いたします。最初に國家地方警
察本部長官齋藤昇君、

○齋藤政府委員 たいだいま御審議にな
つております海上保安廳の問題につ
きましては、かねて事務当局におきま

して、いろいろ打合せをいたしました
結果、これが施行につきまして、いろ
いろと互に協議していかねければなら
ぬ点が相当あるものであります。そ
の最も重要な事項であります。通常陸
上勢力範囲とみられる水面におきまし
ては、陸上の警察力行使する権限を排
除しない、こういう申合せがなり立ち
ました。その他の点につきましては、
協議をいたしました通り運営ができるも
とを考へますので、その面におきまし
ては、この法案自身として警察といは
しましては異存がございません。さよう
な趣旨で御審議を願ひます。

○松澤(兼)委員 大体今までお話を承
つておりますと、水上警察署というも
のは陸上の延長という考へ方ならば残
るといふふうな了解できるのでありま
すが、これはそういうことになるので
あります。これはさういふことになり
てみたいと思ひます。それと、それから
もし水上警察といふものが、いかなる
形においても認められないといふこと
になりますと、それと、その都市の水上
警察署でもつておりました警備艇、そ
ういふものは海上保安廳の方に移管さ
れるものであるか、あるいは他の用途
に変更して、依然として自治体がこれ
を所有してゐることができるとある
か、この二点につきまして、ちよつと
関連して御質問申し上げます。

○山崎政府委員 先ほども陸上警察と
海上保安廳との關係を申し上げました
ように、原則的には海上の警察は海上
保安廳がやるということになつており
ますが、先ほど齋藤長官から御説明が
ございましたように、陸上勢力範囲に
おるのでは全然ありませんので、それは

私の方でもそういう解釈をしておりま
す。それから、そういう意味におきま
して船の方につきましては、陸上の警
察でも船をもたれると思ひますが、た
だその仕事の性格から船の大きさとか
性能につきましては、また両者の間に
意見があり得ると思ひますが、さうい
うことにつきましては、なお具体的に
國家警察の方と水上警察の方と御相談
申し上げることになつております。

○松澤(兼)委員 たいだいま國家警察と
いふお話がありましたが、たとえば横
浜市であるとか、あるいは神戸市であ
りますとかいふところは、地先の水面
のために水上警察といふものをもつて
いるものと考へるのであります。こ
れは國家警察と別に、自治警察の中に
さういふ水上警察という仕様が残つて
くると思ひるのであります。もう少し明
確にお話願ひます。

○齋藤(兼)政府委員 先ほど申しまし
たように、水上におきましては一應海
上保安廳の権限であります。陸上
に接近し、陸上の勢力範囲と認められ
ますところにつきましては、警察の権
限の行使を排除しないといふ了解にな
つております。しかし自治警察は主
として主要都市に設けられておるので
あります。この接岸水上は最も警
察として陸上と密接な關係をもつて
おります。さういふ關係からいいたしま
して、自治警察には必要に應じてしま
して、自治警察には必要に應じてしま
して、水上警察を残し、今までの必
要な船をもつ、かように相なるだろ
うと考へております。國家地方警察の区
域におきましては、大体対象物も少
ないといふので、國家地方警察とい
たしましては、船はほとんどたなく
てもよいのじやないか。従つてもし余

分がありますれば、これは自治警察
の必要といはしますものは、自治警察
に譲渡をいたします。なほそれ
で余分があるといふ場合には、海上保
安廳の方に所管をいたしてもよろし
い。かような氣持でおります。いづれ
これは実施にあたりましていろいろ協
議をしましてまいりたい、かような考へ
であります。

○松澤(兼)委員 たいだいま齋藤長
官のお話でよくわかりました。さうい
うようにやつていただいたら非常にけ
つこうであります。やはり京都は別
でありますけれども、東京その他四大
都市、さういふところでは從來からや
はりさういつた制度があるのであり
ます。また現実の問題として、ただち
に海上保安廳に連絡をつける余裕がな
く、陸上の延長として水上にただちに
犯人を追跡しなければならぬといふ
ような、緊急やむを得ない場合も生じ
てくると思ひるのであります。最小限
度の水上警察制度といふものは、やは
り保存していただきたいといふよう
な希望をもつております。ただいまの長
官のお話で大体了承ができました。な
るべくさういふ方針で進んでいただ
きたいと思ひます。

○松澤(兼)委員 この制度はアメリカ
のコースト・ガードの制度をまねた制
度のように思ひます。私かつて読んだ
ことがあるのでありますが、アメリカ
のコースト・ガードといふものは、海
軍をカモフラージュしたような形のも
のであります。私かつて千島の方面で
いろいろな問題にぶつかったときに、
アメリカのコースト・ガードが非常に
働きました。ソヴィエトもやはりさう
いつたような施設をもつてやつており

ました。日本の海軍の軍艦が堂々と
出動しておつたので、あのときも私は
さういつたコースト・ガードというよ
うなものが必要ではないかと思つた一
人でありました。さういふような考へ
のもとに、この問題を研究してみたい
と思ひるのであります。コースト・
ガードはその中にいろいろな権限をた
くさんもつております。日本の場合に
おきまして、日本のいわゆる海上にお
けるところの保安問題といふものが、
從來いろいろな立場からいろいろな施
設がありまして、非常にその間に複雑
かつめんどろな手続やら關係があり
まして、非常に一般の方が困つておつた
ような実情があつたのであります。一
般警察の方から言へば、水上警察が
ある、また税関がある、さうかと思
うと、海警検査所がある。あるいは水難
救済所、また海軍部があるといふよう
なこと、いろいろ本當の出先機關が
地方にありまして、さうしていろいろ
な面からこの一般海上の生活をする者
に對して権限をふるまうために、非常
なるそこに迷惑をこうむつておつたの
であります。これに對して統制を加
えなければならぬ。もつと一元化し
た簡単な施設をしなければならぬと
いうことは、戦争中などはしばしば言
われておつたのであります。今度その
問題が解決するといふ意味におきまし
て、この海上保安廳が一元化されて出
たといふことは、きわめて私ばい趣
旨のものであると思ひますけれども、
しかしこの一元化がかつての戦争時代
のように、ただ取締りの便宜のため
に、各官廳の都合のために行われてお
るといふことになつてはいけなと思
ひます。さういふ考へのもとに行われ

ますると、従来の施設の出先が活動して一元化の意味がなくなつてしまつて、いふおそれがあるものであります。どこまでもこれが民主化されるべきために一元化されていくというものでなければならぬと思ひます。そういう意味におきまして第一にお伺ひしたいのは、普通の警察におきましては、こういうた絶大な権限をもつておるところの警察署というものの長官は公安委員によつて任命されます。しかるにこの海上保安廳の長官というものは一本の運輸大臣の命令によつて任命されるというふうな形になつてゐるようでありすが、そういうことがいいのかどうか。やはり民主化されました公安委員というふうな形のもので政府から任命され、その公安委員の選考によつてこゝういつた絶大な権限をもつた保安廳長官というものは任命されなければならぬ。こゝういふふうに私は考えるのであります。その点についていかなる御意見をもちつておるのでありますでしょうか。

それからまた、その次にお伺ひしたいのは、第十八條にあります、この海上保安官というものは非常に大なる権限をもつておられます。船舶の進行を停止させ、またはその出発を差止めたり、航路を変更させ、または指定する港に回航させる、あるいは乗組員その他五つばかりあげておられます。こゝういつた絶大な権限を一人々々の海上保安官がもつておるのであります。從來の取締りの権限というものは、いわゆる行政官廳、行政廳というふうなもの、が海上保安官を統率しております。長年の経験をもつた一人の長官がおりまして、長官の命令によつてこゝういつ

た仕事ができるのであります。こゝういつた大きな統制権を一人々々の海上保安官に與えるのであります。そこを伺ひたい。普通ならば私は海上廳といひますか、あるいは保安廳の出張所といふものがありまして、その長官たるべき行政官廳がこゝういふ権限をもつて、部下を指揮していかれるのが当然ではないかと思ひますが、非常に大きな権限をもち、非常に廣い範圍の仕事をもつておるのであります。その点いかがでありますか、お伺ひしたいのであります。

それからもう一つは、どうせ一箇月も経過するならば厚生省の所管に属します貿易事務所、この中に含めていかれたらどうか。保安という意味はどういうふうな解釈するかしりませんが海上保安廳という場合、海上に関するあらゆる権限というふうなものを一元化されてしまつて統制して行つた方がいいのじやないか、こゝういふふうに考えますが、その点はいかがでありますでしょうか。こゝういふ点を伺つておきたいのであります。

○大久保政府委員 第一の御質問の長官の任命であります。もちろん御説のように、任命に當りましてはつとめて民主的な方法を講じたいと思つておる次第であります。ただ海上保安廳の場合、一般の治安に関する事項のほかに、海上を安全に保安する一般海事行政に相當する面をも含んでおるのであります。かような次第で、にわかにこれが全國的にわたつて統一ある組織として動くというふうな關係からいたしまして、公安におきましては長官の任命というふうなことに相なつておるわけでありまして。なお第二点、第三点

につきましては山崎政府委員から説明いたさせます。

○山崎(小)政府委員 保安官の権限問題でございますが、これもあまりに権限をもちすぎることはまた弊害もありますので、これは非常に研究したのであります。が、實際の海に出まして、いろいろの事故あるいは犯罪を抑えまうときに、どうしてもこれくらいの方法がないと取押えに万全を期することができないというところから出ておりました。やむを得ざる限度の権限をもちたしておるわけでありまして。先ほどから御質問の、保安官が一人でもやれるかというところでございますが、法文の建前は保安官が一人でもできる建前とはなつておりますけれども、實際におきましては、保安官は大体海上に船に乗つて出まして、大体船一艘単位になつて動きまゐるので、その中の船長が大体監視長になります。實際にこゝういふ指揮を現場においていたしますのは、そこに相當老練な指揮官がおるわけでございますが、御心配のような点も相當緩和されると思つております。なお保安官はこゝういふ問題につきましては、人格的な訓練あるいは常識というものもきつめて重要でございますので、予算におきまして警察にないまでも、特別な教育機關も設けることになりまして、大体以上の三つの点で御心配になります点は万遺憾なきを期したいと思つております。

それから検査の仕事もついでにやつたらどうかというお話も、ごもつともでございますが、一度検査の仕事につきましても、大体コレラ船等を発見しますと、あるいはコレラ患者を発見しますと、それを検査所にまわしたり、あるいは適當な港に連れていくといふことはこれでやります。實際に検査官としての医師の仕事までやるのは少しむづかしいことだから、検査官についてはその程度のことをやることになつております。

○松浦(義)委員 大体わかりました。が、運営のたゞ一元化されたところ、その一元化によりまして、すべてのものが非常に円滑に簡単に運んでいけばいいが、それが往々にして各官廳の一元化に伴つて、かえつて煩雜化を來すような結果がなからんことを憂うるのであります。その点をお考え願つてこれを實施していかなければならぬと思ひます。なお水上警察は先ほど御意見がありましたように、私はあつた方がいゝのじやないか、一般陸上からの延長としてなければならぬじやないかと思つております。こゝういふ理由等については、詳しく申しますと時間があります。私の感じとしては、こゝういふ感じをもつております。

それからもう一つ伺ひたいのは、こゝに船舶のトン数などありますが、日本船舶は大体において、總トン数はG・H・Qからの命令によつて制限を加へられておるはずであります。その中に含まれておるのは、あるいはこれだけのものが了解を得られたかどうか。またこの保安官に對しまして、日本の警備力についてはG・H・Qから相當制限を受けておるのであります。が、この人員などについても了解があるかどうかというところについて伺ひたいと思ひます。

○大久保政府委員 船舶のトン数等につきましては、もちろんこれは一般の商船以外でありまして、G・H・Q等

その筋とは十分打合せております。なお職員の数並びに裝備力等につきましても、全部その筋の指示に従ひまして緊密なる連絡のもとに整備され、構成されておるものであります。

○千賀委員 ちよつと伺ひますが、保安官の官制は、大体今までの慣例によつてみれば、どの程度の警察官に比べて、監視くらいですか、どの程度のものが現場の保安官になつておるかというところを伺ひたいと思ひます。

○山崎(小)政府委員 これは今までの慣例から申しますと、大体二級官、三級官であります。現在私の方でそれぞれ船で仕事に従事しております者は、大体一番年をとつたところで四十二、三から四、五の船長免状あるいは一等航海士の免状、あるいは機関長、一等機関長の免状をもつた人が多いのであります。學歷は大体高等商船または普通商船を出た人が保安官になつております。

○千賀委員 保安官の大乗的訓練と言いますか、これが非常に重要である。たとへば過去において一つの警察署が警部署長であれば、警部補が次席でありまして、これが現場に行きまして、大体その警察署が現場を取締る権能を行使したのであります。たとへば一つの警察をもつておる郡の代表的なお祭がある時であるとか、あるいはその地方で競馬がある時であるとか、あるいは大きな経済行爲——マーケットであるとか、それらの催しがされました時、その警察署長を代表した警部補ぐらいがその現場を取締る最高の權威であります。そこでこの人らは若さの至りと申しましようか、見様によつては自分の取締りによつて國家の幸福が

あるいは適當な港に連れていくといふことはこれでやります。實際に検査官としての医師の仕事までやるのは少しむづかしいことだから、検査官についてはその程度のことをやることになつております。

○松浦(義)委員 大体わかりました。が、運営のたゞ一元化されたところ、その一元化によりまして、すべてのものが非常に円滑に簡単に運んでいけばいいが、それが往々にして各官廳の一元化に伴つて、かえつて煩雜化を來すような結果がなからんことを憂うるのであります。その点をお考え願つてこれを實施していかなければならぬと思ひます。なお水上警察は先ほど御意見がありましたように、私はあつた方がいゝのじやないか、一般陸上からの延長としてなければならぬじやないかと思つております。こゝういふ理由等については、詳しく申しますと時間があります。私の感じとしては、こゝういふ感じをもつております。

地方において非常に取締りの首脳にある人の考え方の未熟なために民衆に迷惑をかけ、また大きな意味で國益に損害を與えることが多いであります。この点については嚴に戒め過ちなからんことを考えていただきたい。こういうことをお考えになつておるかどうか伺いたい。

○大久保政府委員　ただいま御指摘の点は、今後海上保安廳を運営いたしますにつきまして、最も根本的な大事な問題だと考えております。私たちが海上保安官の養成、講習につきましては非常に重点をおいております。そこで、ちょうど新しい保安廳のもとに警察大学がありますように、海上保安官の教育機関を設置いたしたいと考えております。もちろんこの中には海上保安官のみならず、燈台、水路関係の職員も含めまして、この関係職員の完全なる教育をいたしまして、ただいま御質問の御趣旨にありますように運営をいたしたい、かように存じております。

○坂東委員長 暫時休憩いたします。
午後五時十三分休憩

午後五時二十五分開議

○坂東委員長 休憩前に引続いて会議を開きます。

大体質問は終りましたので、これから逐條審議に移ります。まず第一章組織について大体説明をお願いいたします。各條項について順次初めに運輸省大見事務官より朗読を願うことにいたします。

〔朗読〕 第一章 組織第一條港、灣、海峡その他の日本國の沿岸水域において

河川の口にある港と河川との境界は、別に法律でこれを定める。

○坂東委員長 海上監視本部次長山崎政府委員。

題になりますのは、沿岸水域という言葉でありますが、これは普通領海かなんかくらいな言葉じゃないかという誤解があります、ここにありますように、**港灣**、**海峡**その他**日本國の沿岸水域**といつても**公海**も含んでおるのであ

つゝの勢力と申しますか、船の大体多く行つておる所とか、大体をこまで漁業に出ておるとか、そういうふうには社會通念から考へてみて、公海を含めて大體勢力の及ぶ所であると考へております。

との境界は、別に法律でこれを定める。」と書いてありますが、これは大体陸上の警察と海の警察というものは波打際でわかれることになるわけであり

ましては、どこが境かわからないのであります。近く港域法という法律がออกมาして、港というものの境界をきめることになっております。その港域法におきまして、大体河川港につきましても港域が定まるわけであります。が、

河川の口にある港についても、その境はその法によつて定めるといふことになる。第一條で特に御説明申し上げる

○千賀委員 公海は海岸から何哩とかいうことになつてゐるらしいですが、勢いの及ぶところ、たとえば南米へ鯨

○山崎(小)政府委員 大体できると思

○山崎(小)政府委員 運輸省としては

第二條 海上保安廳は、船舶の安全に關する法令の海上における勵行、船舶職員の資格及び定員、海難救助、海難の調査、水先人、海上における犯罪の予防及び鎮壓、

捕、水路、航路標識に関する事務
その他海上の安全の確保に関する
事務並びにこれらに附帯する事項
に関する事務を掌る。

總局の長官官房、海運局、船舶局及び船員局、海難審判所の理事官、燈台局、水路部並びにその他の行政機關の所掌に屬する事務で前項の事務に該當するものは、海上保安廳の所掌に移るものとする。

○松澤(兼)委員 最後の「從來運輸大臣官房」と書いてあります一番下のところに「海難審判所の理事官」とあ

いますか。審判所そのものもやはり海上保安廳としての所管の中にはいるこ

のは檢察廳的な仕事をやりますので保

朗誦

理に關する事項については、國家公務員法の定めるところによる。

海上保安廳の職員の總數は、一萬人を超えてはならない。

○松澤(兼)委員　海上保安廳の職員の總數が一万人以内ということになつて

人数、その他各地方機構に配属せられるものがおわかりでございましたら、概略で結構ですからお知らせ願いたいと思います。

す人間は、大体地方の靈台とか水路を除きまして、地方及び保安廳の保安局だけを入れてまして五千程度の間を築は要求してあるのであります。まだこれは大藏省との査定の問題がございますので、それによつてきまりますが、

大体地方の保安部あるいは保安本部というところは、どうしても最小限度小さいところで二、三十人程度、大きな

ところは二三百人要りますが、目下この問題につきましては、大蔵省と今年度の予算につきまして折衝中でございます。

○松澤(兼)委員 大体五千人程度というお話であります、そうすると中央に置いておく人数、それから地方の人数というものは、まだおわかりになつておらないのですか。

○山崎(小)政府委員 それはあとから詳しい表を差上げます。

○松澤(兼)委員 この海上保安廳及びその地方機構ができるために、現在海運局などから新しい機構の中に移つていく者が何人くらいあります。全然そういう者はありませんか。

○山崎(小)政府委員 これは詳しく調べたものがありますけれども、数字をもつてきておりませんので、あとからお知らせいたします。

○大石(ヨ)委員 海洋氣象台に水上部、燈台部というようなのものが今ありますが、それもやはりこの燈台局の中にはいるものでしょうか。やはり運輸省の管轄でございますか。

○山崎(小)政府委員 この燈台局は氣象台の關係は全然考えていないのであります。

○坂東委員 次に第四條。

(朗 誦)

第四條 海上保安廳の船舶は、航路標識を維持し、密貿易を防止し、遭難船舶に援助を與え、又は海難に際し人命及び財産を保護するの適當な構造、設備及び性能を有する船舶でなければならぬ。
海上保安廳の船舶は、港内艇を除いて、その隻数において百二十五隻を超えてはならず、その全トン

数において五万總トンを超えてはならず、又、そのいづれも千五百排水トンを超えてはならず、又、十五ノット以上の速力を有するものであつてはならぬ。

海上保安廳の船舶は、番号及び他の船舶と明らかに識別し得るような標識を附し、國旗及び海上保安廳の旗を掲げなければならぬ。

○千賀委員 「密貿易を防止し」ということがありますが、密貿易をする者がだん／＼悪性になつて、武器を備えた密貿易を企てるというようになると、防止しなければならぬ。そうすると、この制限の中で相當な武器を積込む必要があると思いますが、そういうことはどうか。ずつとあとの方に、この制度は海軍の再来ではないというのを再確認をさせる項が一項あるようであり、もちろん今の世の中、海軍として戦力を備えるには非常に優秀な武器が必要であります。が、密貿易に対する武器などは、多少の小口径速射砲を備えるというようなことは、決してこれが海軍になるという意味ではないのですが、そういうような武器は積載をしないか、伺います。

○山崎(小)政府委員 武装は、あとの十九條にありますように、海上保安官はその職務を行うため武器を携帯することができるとなつて、一般警察官と同じ武装だけできるのであります。

その次の御質問の船の武装問題であります、これは私も実際の仕事をする立場から、ぜひさういつた程度の威嚇的なものもたないといふと、仕事に十分でないのではないかと

かと思つてござりますが、まだ今日の日本の國際情勢から、そこまで積むことができないのでありますが、まずスタートにおきまして、できるだけ優秀な成績をあげまして、その成績によりまして國際的な信用を得ることになり、また、またさういふことも許してもらへるようになるのではないかと

思いますが、これはまづたく希望だけございまして、今のところは許されていらないのであります。

○松澤委員 たいま御質問もあつたのでありますが、海上保安廳の船舶は、い／＼制限を受けているわけであり、そこで、とりあえず隻数において百二十五隻、全トン数において五万總トンというところになつてゐるのであります、大体この制限の中において、海上保安廳が二十三年度において所有する船舶、あるいは二十四年度、二十五年度というふうに、いつころになつたら全体の隻数において百二十五隻となり、全体のトン数において五万總トンになるか。その計画及び現在ただちに使用し得る船舶の数量、あるいはトン数をお伺いしたいと思います。

○山崎(小)政府委員 たいま海上保安廳の船になつておりますのは、先ほど申しました第二復員局から保管轉換しました特務駆船艇が二十八隻であり、それからこれも海上保安廳の方にはいることになつておりますが、日本海をやつておられます船が、これはまだ二年ばかり掃海にかかりますが、三十隻程度の船があるわけであり、これが大体大きい船といへば大きい船で、そのほか今度第二復員局の解体に伴ひまして、交通用の舟艇を約百隻ばかり保管轉換を受けまし

だ。前に海運局でもつております船が約五、六十隻あるのであります。こういうものが大体補助舟艇、交通用艇として港のヨシチ、あるいは先ほど申しました船の補助艇の仕事をしてゐるのであります。ただ問題は予算が國家財政に縛られて、また、またさういふ船が相當痛んでゐるものが沢山ありまして、これの修理というものが相當かかるのであります。鋭意さういふ方面に努力をいたしてゐる次第であります。

○千賀委員 いま一つ伺います。先ほどの武装の点であります、警察官と同じ武装をした者を保安哨海上に派遣させることができるということだ、個人が拳銃をぶら下げて歩けるということ、そのようであり、常識的に言つて、世界で最も劣等國といひます、弱小國といひます、最も原始的な海賊でもライフルくらいは皆もつておる、普通の軍用銃にひとしい精密の小銃くらいはもつておるのです。そうすると、最も無力な弱小な海賊船にでも対抗することができない、まず小銃をもつて乗込んでおる海賊船には、指をくわえて見ておるのみだ、ということになるのですが、それで大体あなた方は満足をしておられるかどうか、伺います。

○山崎(小)政府委員 先ほどから申しますように、この状態で決して満足してゐるのではないのであります、今お話をただただ万全の策を講じて、今お話をいたしました程度、あるいは危険があらうという海賊とか、あるいは危険があらうというときには、勇敢に仕事ができますようにしてはならないと、これはどうも私には、わ／＼とも考へておりますので、機会あることに今後、できる

だけその実現ができますように努力いたしたいと思つております。

○千賀委員 それがなければ、現在日本の沿岸で密貿易で非常に問題になつておる取締りさえも不可能であると思つてゐる、これはぜひその筋の了解を得てやつていただかなければ、仰つて魂入れずということになると考えられます。

○松澤委員 第四條を見ますと、海上保安廳の船舶は與に万能になつてゐる、私は船舶という問題は知識がないので、はつきりしたことは言われませんが、言われないうちに御質問もするわけですが、海難に備える船舶の構造と、それから密貿易を防止したりするような船舶の構造とは違つてゐないで、さういふか。もし違つたとすれば、この第四條の條文を万能のように書いてしまふのはどうかと思つて、その点はどうか。

○山崎(小)政府委員 これは百二十五隻で五万總トンということだから、結局五万トンを百二十五で割つて四百トン程度の船を全部つくる、ということではありませんが、先ほどお話がありましたように、それは海難を主たる目的とした船とか、燈台に必要な船とか、それはある程度機能を考へて、向き向きの船をつくりたいと思つておられます。アメリカでもさういふふうになつております。

○松澤委員 第四條の第一項の文字を見ると、すべての機能を備えた、いろいろの機能を發揮するところの船舶のように読めるので、その点はどうかと私は考へます。それからサルベージとの關係はどうですか。

○山崎(小)政府委員 サルベージは、

別にこれができるまでもなくなるのでは
ありませんので、沈没船の引揚げな
どはそういう会社がみなやるのでござ
います。

○坂東委員長 第五條に入ります。

〔朗 読〕

第五條 海上保安廳に長官官房、水
路局及び燈台局を置く。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それでは第六條に移り
ます。

〔朗 読〕

第六條 長官官房においては、左の
事務を掌る。

一 職員任免、分限、懲戒、教養、
訓練その他進退身分に関する事
項、

二 長官の官印及び護印の管守に
関する事項

三 所管行政に関する調査、企画
及び考査一般並びに総合調整に
関する事項

四 公文書類の接受、発送、編さ
ん及び保存に関する事項

五 統計報告の調製に関する事項
六 経費及び収入の予算、決算、
会計及び会計の監査に関する事
項

七 海上保安廳の中他局の所管に
属しない官有財産及び物品に関
する事項

○酒井委員 海難に關しては現在いろ
いろな法制があるのでありますが、そ
ういふ法律との関係はどうなるのであ
りますか。

○山崎(小)政府委員 この規定は、あ
くまでそういう実態的な海難とか船舶
安全法とか、水先法というふうな、海
上保安廳が職務を執行いたしまする根

拠になる法規というものは、皆これら
の法規に基いてやるのでありまして、
海難につきましても、現在の法規に基
いて保安廳の船がやるわけでありま
すから、関係というところさういふことしかな
いのでありますが、何かほかに……。

○酒井委員 海難救助法とか、海難審
判に關する法律と矛盾する点はありません
か。私も海難に關する法律をし
ばらく見ないので、内容をしつかり知
らないのですが……。

○山崎(小)政府委員 別に全然矛盾す
ることはないと思います。

○松澤(兼)委員 第二項の「船舶の安
全に關する法令の海上における勵行並
びに船舶職員の資格及び定員に關する
事項」とありますのは、實際上はどう
いうことになるのですか。

○山崎(小)政府委員 船舶職員に關し
ては、現在船舶職員法というものがあ
りまして、これに大体免状は船長以下
一等航海士、二等航海士、三等航海士
とあり、機関長についてもそうござい
ますが、そういう免状の試験に關する
ことがございまして、それからまた船
の定員と申しますのは、何トンの船に
は何人の技術者を乗せなければならぬ
ということになつております。これは
最低の定員であります。實際はそれ以
上乗せておりますが、法律の建前から
いけば、それ以下に乗せると出港がで
きないことになる。これは船の安全の
ためにそういうことをやつておるわけ
であります。

○松澤(兼)委員 そうすると、一般の
船舶職員の資格、定員に關する事項を
取扱うということになるわけですね。

○山崎(小)政府委員 そうでございま
す。

○松澤(兼)委員 それからもう一つ、
海上における、あるいは船内における
疾病等の場合においても、これはもち
ろん検疫ということになると思うので
すが、應急の処置としてここに規定す
る必要があるのじやないかと思われま
す。これは、海上保安官の職務権限の中
に「船舶が検疫若しくは調査を受ける
とき云々」というような、他船との、
あるいは陸地との交通を制限するとい
うようなことがあるのであります。そ
こで海上保安局として、公衆衛生の点
や、あるいはその他の点において急速
に、いわば今までの警察的な処置をす
るといふようなことを保安局の権限と
して規定することがよくはないかと考
えるのですが、その点はどうかという
こと。それから十四にある「海上保安
廳の使用する基地施設」ということは
どういふことを言つてゐるのか、お伺
いしたいと思ひます。

○山崎(小)政府委員 船内で病氣をい
たしましたときの應急措置ですが、傳染
病などで検疫法にひつかかるものは、
當然保安官が検疫所に連れて行つて船
の出発を止めるということもやるので
ありますが、御質問は普通の病氣を起
したときの話でございしますか。

○酒井委員 やはり傳染病等の公衆衛
生の点です。

○山崎(小)政府委員 傳染病について
はそう処置ができる建前になつており
ます。

○松澤(兼)委員 それはわかつており
ますが、そういう職務権限をもつてい
る海上保安官というものは、結局保安
局が所管することになる。ですから保
安局の権限の中にも、そういうことを
うたつておいたかどうかということ

言つてゐるのですけれども、その必要
がなければそれでいいのです。

○山崎(小)政府委員 保安官は保安局
だけではなく、水路局、燈台局につ
きましても保安官がでますので、保
安官の中にそれは要らないと思うので
あります。

○松澤(兼)委員 要らないという御意
見ならそれでよろしい。

○山崎(小)政府委員 第二の御質問は
十四の「基地施設」であります。これは
先ほどお手もとに印刷して配つてあり
ますが、地方の保安本部、保安部、あ
るいは出張所というふうなものを基地
と申しております。またその基地にお
けるいろいろの施設、たとえば通通信
設備あるいは船のいろいろの免許などの
ための施設、あるいは乗組員の宿泊所
など、いろいろの施設がありますが、
そういうものを施設と言つておりま
す。

○酒井委員 こまかいことですが、十
二に「海上における犯人」ということが
あります。先ほど、陸上の警察権との
統合関係について話合つておられたの
を聞いておりましたが、海上における
犯人というと、陸上で犯罪を犯して海
上へ出た者を捜査するという意味であ
りますか。

○山崎(小)政府委員 これは海上にお
ける犯人の捜査ということございま
して、今御質問の陸上から逃げて來た
のを海上保安廳がひつかまえるとい
うのでございまして、あるいは、
陸上の警官が追いかけてつかまえるこ
ともございまして、あるいは海上保安
官が見つけることもあります。あるいは
お互いに協力を求められてつかま
えることもあります。いずれにしても陸

上に起つたことでも、海上に犯人が逃
亡しまして、それを捜査逮捕すること
は保安廳がやることであります。

○酒井委員 先ほど聞いておると、原
則として海上の犯罪に対しては、その
犯人の捜査逮捕が原則だといふふう
に承つたのですが、そうして、
と、海上であると海上でないにかか
わらず、犯罪を犯して海へ出たやつ
は、こちらでみなやつて、警察の方は
第二次的のものになるように受取れた
のです。

○山崎(小)政府委員 そういふふう
に解釈していません。

○酒井委員 そうすれば、海上におけ
る犯罪の犯人とかにしないといふ、お
かしいことになりませんか。

○山崎(小)政府委員 海上で犯人を捜
査し逮捕することは保安廳がやりま
す。

○酒井委員 原則は海上で犯した犯罪
をやるのでしよう。

○山崎(小)政府委員 原則はそうでし
よう。陸上へ逃げてきたのを、一緒に
追いかけることはちつとも差支えな
い。

○酒井委員 そうすると、原則とか
例外とかに關係なしに解釈して、陸
上でやつたやつも犯人が海上へくれ
ば……。

○山崎(小)政府委員 その点は海上で
やつて陸上へ逃げてきたのを、海上保
安官が追つかけていくのも要ですか
ら、これは陸上でつかまえるよりしよ
うがない。これはお互いにそういう方
が國家的に合理的であると思う。

○酒井委員 海上の犯罪は特殊の捜査
方法でやるのか、いろいろ技術は私
は變つてくるのではないかと思ひます

が、それが原則、例外の区別がないとお考えになればそれでよろしいので、とにかく犯人が海へ出ればこちらでやる。陸へくれば陸上で捜査してやる。それが原則だということになればそれでよいと思ひます。しかし原則として海上で犯罪が行われた場合にはこゝでやるのだ。

○山崎(小)政府委員 海上の警察はこちらが原則で、しかし陸上の警察が出てくることは排除するものではないといふことですから、これはちつとも不思議でないと思ひます。

○酒井委員 海上の犯罪に対して捜査逮捕するのが原則じやないですか。

○山崎(小)政府委員 それももちろん原則であります。陸上から犯人が海へ逃げるのをつかまえることはかまいません。大体海上における犯罪は海上を逃げまわることが多い。陸上の犯罪は陸上を逃げまわつておることが多いと思ひます。しかし現場で知らないで陸へ逃げられたやつは、海上保安官がやることはできませんから。

○酒井委員 わかりました。

○坂東委員長 第八條。

〔朗 読〕

水路局においては、左の事務を掌する。
一 水路の測量及び海象の観測に関する事項。
二 水路図誌及び航空図誌の調整及び供給に関する事項。
三 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関する事項。
四 前各号に掲げる事項の調査及び研究に関する事項。
○大石(三)委員 先ほど政府委員に私はちつと質問しましたが、こうした

仕事は全部確かに海洋氣象台でやつておると存じております。そうすると仕事はダブります。しからば海洋氣象台の仕事をやめさせてこちらでするか、それをお聴きしたいと思ひます。

○山崎(小)政府委員 水路部の仕事は海洋氣象台でやつていないと思ひます。

○大石(三)委員 私は舞鶴へ海洋氣象台をもつてきましてよく知つております。仕事の内容は全部さうです。そうすると仕事はダブります。

○大見説明員 私からちつと申し上げます。現在運輸省の内部におきまして、一方に海軍官制と、それから水路部という独立の外局がございます。その間にいづれも海軍についての仕事が、あたかも重複しておるかのごとく見えますけれども、一方氣象台の方は元來、水面以上の氣象観測に関する程度において海軍の観測をしておるのであります。一方水路部の方におきましては、水路の測量、つまり水底の模様を測量する。必要に応じて海象の観測をしておるのであります。現在の権限分配をそのまゝにこゝへもつてきたのであります。両者の権限分配は十分できておるはずであります。

○坂東委員長 第九條。

〔朗 読〕

燈台局においては、左の事務を掌する。
一 燈台その他の航路標識の建設、保守、運用及び用品に関する事項。
二 燈台その他の航路標識の附屬の設備による氣象の観測に関する事項。
三 海上保安廳以外の者で燈台その

他の航路標識の建設、保守または運用を行うものの監督に関する事項。

○大石(三)委員 これも中央氣象台でちやんとやつております。そうすると仕事はダブりませんか。中央氣象台をほんとうにお調べになりましたか、現にやつております。それは運輸省の管轄です。それはよくお調べになつてからこれをおつくりになりましたか。それを私はお聴きしたいと思ひます。

○大見説明員 この点につきましては、氣象の観測といふことについては、まつたく同様でありますけれども、その上に燈台その他の航路標識の附屬の設備による氣象の観測とございまして、一般的氣象の観測について限定がございまして、一般的に記載された権限について、他に特別の権限を記載した特別なものが除かれるという、各省権限の調整上の原則でありまして、両者の間にまつたく重複はございしません。

○大石(三)委員 私はこの法規をおつくりになる前に、氣象台とよく御相談したか、それをお聴きしておるのです。

○山崎(小)政府委員 現在でも運輸省の中に氣象台はあるのであります。そのほかに水路部、燈台局というものは現にあるのであります。その仕事をもつてくるのであります。しかもこの官制はその水路部、燈台局の官制に現在書いてあります項目を、そのまゝもつてきておるのであります。先ほどから氣象台の方との、ある程度重複という点もございしましたけれども、字句の解釈からいいますと、そう

いう誤解の起る点もありますが、大体目的が違ひますので、施設もなるべく重複はしないようにわれ／＼は考えております。

○大石(三)委員 これは確かに中央氣象台でやつておる仕事である。だからこれをおつくりになる前に、あなた方は中央氣象台と御懇談になつてからおつくりになつたのですか。よく向うの仕事をお調べになつておつくりになつたのですか。それを私は聴いておるのです。

○山崎(小)政府委員 別に中央氣象台とは連絡はとつておりません。燈台局を入れるためにつづつたのですから、燈台局とは連絡してやつております。

○大石(三)委員 こういう重複するよなものがあるのはなりませんから、一度よく調べていただきたいと思ひます。これはきやうどうしても上げなければならぬのですか。

○坂東委員長 大体さうなつております。

○大石(三)委員 これは中央氣象台がやつておる仕事です。さうしたならば、また二重になるからおかしいと思ひます。

○大見説明員 氣象台では氣象の観測はやつておりますけれども、燈台その他の航路標識の附屬の設備による氣象の観測はやつていないはずでございします。ここには氣象の観測一般を言つておるのではございません。その方法について限定しております。燈台その他の航路標識の附屬の設備による氣象の観測であります。

○大石(三)委員 皆一切やつております。確かにやつております。しかも運輸大臣の管轄のもとに二つのものがある

つたらどうするのであります。だから私は、確かにさうした方面をお調べになつて、その條項をおつくりになつたか否やを聴いておるのです。

○大見説明員 その点は十分検討済みであります。それでこの燈台その他の航路標識の附屬の設備といふものは、海洋氣象台で別途に設けることが、非常に設備の重複を來します。燈台局においてみずから保有しておる設備を利用する方が便利である。だからその施設をもつておることに、この点に關する氣象の観測をやつてもらおうといふことなのであります。

○大石(三)委員 將來必ず問題が起きます。

○門司委員 今大石委員の疑問もありますので、できれば當局において、中央氣象台の仕事をおやりになつておる方を、審議の終りますまでにおいでを願ひまして、さうして本日この案を上げるおたいしすれば、その点も明確にしておきたいと思ひます。さうしてお取計らいを願ひます。

○坂東委員長 それではさうしまして次に移ります。第十條。

〔朗 読〕

第十條 海上保安廳に長官一人を置く。
海上保安廳長官は、運輸大臣の指揮監督を受け、職務を統理し、所部の職員を指揮監督する。但し、運輸大臣以外の大員又は法務總裁の所管に關する事務については、各々その大臣又は法務總裁の指揮監督を受ける。
○坂東委員長 よろしゅうございしますか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 次に移ります。第十一條。

〔朗 誦〕
第十一條 海上保安廳の各局に局長一人を置く。

局長は、長官の命を受け、局務を掌理し、局中各課の事務を指揮監督する。

○坂東委員長 よろしゅうございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それでは次に移ります。第十二條。

〔朗 誦〕

第十二條 運輸大臣は、必要と認めるところに事務所を置き、海上保安廳の事務を分掌させることができる。

○坂東委員長 それでは次に第十四條。

〔朗 誦〕

第十四條 第七條第二号乃至第五号及び第七号乃至第十三号に掲げる職務、水路の測量、海象の観測、燈台その他の航路標識の保守及び運用並びに氣象の観測の業務を行わせるため、海上保安廳に海上保安官を置く。

海上保安官は、第三條又は第三十六條の規定に従い任命された海上保安廳の職員の中から、運輸大臣が、これを命ずる。

○坂東委員長 それでは第十五條。

〔朗 誦〕

第十五條 海上保安官がこの法律の

定めるところにより法令の勅行に關する事務を行う場合には、その権限については、当該海上保安官は、各々の法令の施行に關する事務を所管する行政官廳の当該官吏とみなされ、当該法令の勅行に關する事務に關し行政官廳の制定する規則の適用を受けるものとする。

○坂東委員長 それでは次に第十六條。

〔朗 誦〕

第十六條 海上保安官は、第七條第四号に掲げる職務を行うため必要があるとき、又は犯人を逮捕するに當り必要があるときは、附近にある人に対し協力を求めることができる。

○坂東委員長 それでは第十七條。

〔朗 誦〕

第十七條 海上保安官は、その職務を行うため必要があるときは、船長又は船長に代つて船舶を指揮する者に対し、法令により船舶に備え置くべき書類の提出を命じ、船舶の同一性、船籍港、船長の氏名、直前の出発港又は出発地、目的港又は目的地、積荷の性質又は積荷の有無その他船舶、積荷及び航海に關し重要と認める事項を確かめるため船舶に立入検査をし、且つ、乗組員及び旅客に対しその職務を行うために必要な質問をすることができ。

海上保安官は、前項の規定により立入検査をし、又は質問するとき、制服を着用し、又はその身分を示す証票を携帯しなければならない。

○千賀委員 この「武器」は先ほども

つと聞いたような気がしますが、やはり拳銃などですか。

○山崎(小)政府委員 大体警察と同じで、拳銃であります。

○坂東委員長 それでは次に二十條。

〔朗 誦〕

第二十條 海上保安官は、その職務を行うに當り、特に自己又は他人の生命又は身体保護に關し、やむを得ない必要がある場合を除くは、武器を使用してはならない。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それでは次に二十一條。

〔朗 誦〕

第二十一條 運輸大臣は、第三條又は第三十六條の規定に従い任命された海上保安廳の職員の中から、港長を命ずる。

港長は、海上保安廳長官の指揮監督を受け、港則法に規定する事務を掌る。

○千賀委員 ただいまの項で規定しております機能といいますが、任務は、大体港の中における軽微な警察事務を掌らせるものよりあります。ちやうど今問題になつております中央政府の地方出先官廳の整理ということが盛んに言われておりますが、これはちやうどそれと逆行して、運輸大臣の指揮、監督いたします出先官廳を港の中につくることに相なるのであります。私はこれはぜひ削除されるものであると思ひます。地方の港灣がその繁榮のために、あるいはできるだけ地方の要求に副う港であらしめるために、地方のそれ／＼のローカル・カラーを發揮することが必要でありますけれど

も、運輸大臣の任命にかかります海上保安廳の中から港長をつくることになりまうと、まことにこれは画一的に流れていつて、港のいろ／＼な特徴ある長所を伸ばすことにも非常に障害を來してゐると思ふのでございます。また船舶運送の上から申しまして、やはり港々それぞれ地方廳に属します港長がある方が適切でありまして、どうしてもかように國一に流れやすい中央官廳の出先官廳を港に新設すること、何としても民主化の時代逆行であると思ひます。政府がこの港長を、運輸大臣の管轄下にある中央海上保安廳の下に隷屬せしめるということは、どういう利益を認めてやられたのか存じませんが、港灣協會等においても、この点は非常に明瞭な反対意思を表示しておるのでございます。まずこの港長を運輸大臣の管轄下に置く方がいいという意見を伺ひまして、さらに私はこの点について、もつと掘り下げて私の意見を開陳いたしたいと思ひます。

○山崎(小)政府委員 港長の問題につきましては、いろいろ御意見もございまして、お存じますが、大体私も承つておるところによりまして、警察といふものは、一般の陸上警察、その中の経済監視所と海上保安廳の三本建てで、それで陸上の警察につきましては、大体地方自治警察が設置されまして、それのないところに國家警察といふことになると思ひます。しかもまた警察は、從來いろいろ司法警察以外の行政警察をやつておられました。が、これもできるだけ純粹の司法警察だけをやるという建前に警察制度が變りましたために、ここにあります港長事務のような行政警察的な事務は、大

も、運輸大臣の任命にかかります海上保安廳の中から港長をつくることになりまうと、まことにこれは画一的に流れていつて、港のいろ／＼な特徴ある長所を伸ばすことにも非常に障害を來してゐると思ふのでございます。また船舶運送の上から申しまして、やはり港々それぞれ地方廳に属します港長がある方が適切でありまして、どうしてもかように國一に流れやすい中央官廳の出先官廳を港に新設すること、何としても民主化の時代逆行であると思ひます。政府がこの港長を、運輸大臣の管轄下にある中央海上保安廳の下に隷屬せしめるということは、どういう利益を認めてやられたのか存じませんが、港灣協會等においても、この点は非常に明瞭な反対意思を表示しておるのでございます。まずこの港長を運輸大臣の管轄下に置く方がいいという意見を伺ひまして、さらに私はこの点について、もつと掘り下げて私の意見を開陳いたしたいと思ひます。

体警察から独立してやらせる。そうして海上の警察としてやることになるのでありますが、また海上の警察として、港長事務をやるにいたしましたも、從來この事務が地方でやられているのは、地方の港の経営的な立場と、交通警察的な仕事を同じ事務所や機関でやつておつたのでありますが、これがまた警察の独立性と申しますか、そういうことから、港長というものは管理者と、その管理者の施設のサービスを受けるものから、あくまで中立的な第三者的な立場で、組織においてその両者の中の円満な秩序を保つていくということが港長の使命になりますので、市とか、あるいは地方で経営者が交通警察事務をやるよりも、それと独立したものに、また独立したのとして地方的にやらないこともありませんか、独立してやるなら相当ある程度人も要ります。しかも海上保安廳は全国的に一つの警察組織、あるいは保安廳組織ができますので、そこで海上保安廳の一環としてやるのが、全体的にみると合理的であり、経済的であり、業務の執行もできるということで、こういうふうなあらゆる方面の意見が定まつてきたわけでございます。以上お答え申し上げます。

○千賀委員　あらゆる方面の意見が定まつたとおっしゃるのは、それは役人の方のあらゆる意見が定まつたのだと、思います。明瞭にこれは港湾協会では反対をいたしておるのでございます。また港廳というような警備の警察事務は、地方団体に移譲する方が経費の点で非常に安く済みますし、また水上警察のごときも、それとよく似かよつた施設をもつものが選つた系統で港にあ

るといふことになりますと、やはりここで大きな摩擦が起つてまいります。この点などもすこぶる考えなければならぬ点であると思います。かくいたしましてこの港廳というものは、どうしても地方団体に所屬せしむべきであつて、この二十一條は削除するのが適當であると考えますけれども、もしもこれを削除されたとしても、あなた方は差当り大きな障害をどこに感ずるか、私は削除されても一向あなたの方には障害は起つてこない。この海上保安廳法案全体の機能についてちつとも故障は起つてこないと思ひますが、この点はいかがお考えになりますか。

○山崎(小)政府委員　これはやはり海上の治安に關係をしております、もう少し具体的に説明いたしますならば、海上で取締りを受けました船が、また日本全國を的にして——あるいは日本全國ではなく、ある一つの地方的な分野を超えて、地方的に見れば二つ、三つの管轄区域に關連をもつて横行しております、たとえば港廳がいろいろ危險物の輸送等もし許可、認可をやるのですが、それが不適當でございしますと、よその港に行つても問題を起す、あるいは航海の途中においても問題を起すのでございまして、どうしても港廳というものは、その港自体に關係のあることもございますが、また取締りの船がそういうふうにして廣い地域に動きましますので、これが各地域別に全然獨立していることになるかと、私どもとしては非常に困るのであります、大体港につきましても治安の責任は海上保安廳としてもつということになります。

○千賀委員　討論のときに私はさらに

削除の意見を申し上げますので、これ
で一應質問を打ち切つておきます。

○坂東委員長 それでは第二十二條。

〔朗読〕

第二十二條 運輸大臣は、第三條又は第三十六條の規定に従ひ任命された海上保安廳の職員の中から、海難審判理事官を命ずる。

海難審判理事官は、海上保安廳長官の指揮監督を受け、第七條第六号の事務を掌る。

○坂東委員長 よろしくごいますか。――それでは第二十三條。

〔朗読〕

第二十三條 海上保安廳の職員は、服務に關する規則は、國家公務員に關する法令に觸れない範圍内で、運輸大臣が、これを定める。

○坂東委員長 次に第二十四條。

〔朗読〕

第二十四條 航路標識を維持し、密貿易を防止し、及び遭難船舶に援助を與えるため、海上保安廳長官は、必要に應じ船舶の基地及び担任区域を定める。

○坂東委員長 では第二十五條。

〔朗読〕

第二十五條 この法律のいかなる規定も海上保安廳又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認めるものとこれを解釈してはならぬ。

い。

○坂東委員長 次に第二章海上保安委員會、第二十六條。

〔朗読〕

第二章 海上保安委員會

第二十六條 海上保安制度の運用及び改善に關する事項を審議するた

め、海上保安廳に海上保安委員会を置く。

海上保安委員会は、これを中央海上保安委員会及び地方海上保安委員会とする。

中央海上保安委員会及び地方海上保安委員会は、海上保安廳長官の諮問に應ずる外、海上保安制度の運用及び改善に関し海上保安廳長官に建議することができる。

○酒井委員 この委員会の選任はどういう形でなされる予定ですか。任命するのか、公選するのか。

○山崎(小)政府委員 運輸大臣が任命または委嘱ということになります。

○酒井委員 この中にその條文がありますか。

○山崎(小)政府委員 施行令で定めることになっております。

○酒井委員 これは民主主義の建前上委員は公選の形にするわけにいきませぬか。

○山崎(小)政府委員 地上警察と海上保安とは趣きを異にしておりまして、これは大體國家警察的な觀念に立つておりますので、公選という方法も考えられますが、一應一般の官吏については任命をいたしまして、民間の方については委嘱することになっておりますが、實際の委嘱の点については、できるだけ一般の民意を代表していただきたいと思います。

○酒井委員 委員になる資格とか、どういう範囲から選ぶというような予定はないですか。

○山崎(小)政府委員 大休官吏につきましては、先ほど申したように、税関とか警察系統、あるいは農林省系統の食糧關係、そういう關係官吏にいたし

たいと思います。民間につきましては、大体多く取締の対象になります。海上関係の仕事をやつておられる方、あるいはその地方の有力者というふうな、なるべくその地方の意見を代表していただくような人を選びたいと思つております。

○酒井委員 人数とか割振りとかいうものはないですか。

○山崎(小)政府委員 大体人数は二十四、五名程度考えております。

○酒井委員 二十四、五名というのは中央ですか。

○山崎(小)政府委員 地方で大体二十名程度でございます。

○坂東委員長 第三章、第二十七條。

〔朗読〕

第三章 共助

第二十七條 海上保安廳及び警察行政廳、税關その他の關係行政廳は、連絡を保たなければならず、又、犯罪の予防若しくは鎮圧又は犯人捜査及び逮捕のため必要があると認めるときは、相互に協議し、且つ、關係職員の派遣その他必要な協力を求めることができる。

前項の規定による協力を求められた海上保安廳、警察行政廳、税關その他の關係行政廳は、できるだけその求に應じなければならない。

○坂東委員長 よろしゅうございますか。

——第二十八條。

〔朗読〕

第二十八條 前條の場合において派遣された職員は、その派遣を求めた行政廳の指揮を受けなければならない。

○坂東委員長 第四章補則、第二十九條。

〔朗 読〕

第四章 補則

第二十九條 海上保安廳長官は、その職権の一部を所部の職員に委任することができる。

○坂東委員長 第三十條。

〔朗 読〕

第三十條 海上保安廳長官に事故のあるとき、又は、海上保安廳長官が欠けたときは、海上保安廳の職員が、予め運輸大臣の定める順序により、臨時に海上保安廳長官の職務を行ふ。

○坂東委員長 では次に移り、第三十一條。

〔朗 読〕

第三十一條 二級の運輸事務官又は運輸技官を以て充てられた海上保安官は、海上における犯罪につき刑事訴訟法第二百四十八條に規定する司法警察官の職務を行い、三級の運輸事務官又は運輸技官を以て充てられた海上保安官は、海上の犯罪につき同法第二百四十九條に規定する司法警察吏の職務を行ふ。

○酒井委員 この三十一條の中に「海上における犯罪」というふうになつております。これで見ると、前の七條に「海上における犯人」とあるのはやはり私が先ほど質問しましたように、海上の犯罪を原則として管轄するということがほとんどであつて、海上の犯人というものが原則になつてゐるのではないといふふうな考えられるのだが、どうであります。海上の犯人といふことと、海上の犯罪といふことは、まったくこれは意味が違います。海上の犯罪は海上において行われ、犯罪であ

る。海上の犯人といふことになる。犯罪が陸上で行われたか海上において行われたかは問わないで、とにかく海上に犯人がおれば海上における犯人だといふことになるのですが、前の文句を書かえたらどうですか。こまかいことを言うようですが、これは権限争いなどができるのではないかと思ひます。前の方の海上における犯人というのは、海上における犯罪の犯人といふふうにされると、はつきりすると思ひます。

○山崎(小)政府委員 これは、三十一條の方は、保安官に司法警察官の権限を與えてあるのであります。これは結局は、今の酒井委員がおつしやいますように、海上保安廳の保安官といふのは海上における犯罪だけの取締が目的でありますけれども、七條の規定は、保安官はただ海上における犯罪の取締だけでなく、陸上における犯罪で、犯人が逃げたやつを取締ることもできてもいいと思ひのであります。

○酒井委員 前の第七條第十二号は、海上における犯人の捜査及び逮捕の事柄であります。結局、警察権を行う根拠を三十一條で、つまり海上の犯罪に限るわけなんです。警察権を用い得るのは、海上で行われた犯罪について警察権を用い得る。陸上で行われた犯罪は警察権を用いることはできないと思ひのです。これで見ると、だから原則としては、あくまで海上で行われた犯罪について警察権を用い得る。そうすると、前の七條の方もやはり、海上における犯罪のその犯人を捜査し逮捕するといふことではないと矛盾してまいります。陸上で行われた犯罪の犯人を捜査し逮捕する権限は三十一條によれば

はないわけですか。そうして、大体海上における犯人といふ意味がおかしいです。海上における犯人といふのならばいいが、海上における犯人といふのはおかしい。海上における犯罪なら意味をなすが、海上における犯人といふのは、言葉自体がおかしい。これは文字そのものがおかしいでしよう。海上における犯人か、海上における犯人ならいいが、海上における犯人はおかしい。

○坂東委員長 暫時休憩いたします。

午後六時四十九分休憩

午後七時四十五分開議
○坂東委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

本日は都合により散会いたしました。月曜日の午前十時から開会いたします。さらに審議を進行いたします。本日はこれをもつて散会いたします。

午後七時四十六分散会

昭和二十三年六月三日印刷

昭和二十三年六月四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局